

# 官報号外

## ○第五十一回衆議院会議録 第二十八号

### 昭和四十一年三月十七日(木曜日)

午後二時六分開議

○議長(山口喜久一郎君) これより会議を開きます。  
す。

第三十五条の六第一項中「大阪地方事務所」の下に「広島地方事務所」を加える。  
第三十五条の八中「二百七十七人」を「三百七人」に改める。

#### 附則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第三十五条の六第一項の改正規定は、同年七月一日から施行する。

昭和四十一年三月十七日(木曜日)

議事日程 第十五号

昭和四十一年三月十七日

午後二時開議

第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(内閣提出)

第二 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

(内閣提出)

第三 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣提出)

第五 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第七 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第九 郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

鉄道建設審議会委員の選挙

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣提出)

日程第五 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

坂田農林大臣の沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策についての発言及び質疑

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(内閣提出)

日程第三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(内閣提出)

日程第四 都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣提出)

日程第五 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

坂田農林大臣の沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策についての発言及び質疑

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(内閣提出)

日程第二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(内閣提出)

日程第三 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(内閣提出)

日程第四 都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣提出)

日程第五 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

坂田農林大臣の沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策についての発言及び質疑

郵便法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

日程第一 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律案(内閣提出)

日程第二 日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣提出)

日程第五 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第六 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

鐵道建設審議会委員の選挙

○議長(山口喜久一郎君) 鉄道建設審議会委員の選挙を行ないます。

○海部俊樹君 鉄道建設審議会委員の選挙は、その手続を省略して、議長において指名されんことを望みます。

○議長(山口喜久一郎君) 海部俊樹君の動議に御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(山口喜久一郎君) 指名いたします。

○議長(山口喜久一郎君) 議長は、鐵道建設審議会委員に永井勝次郎君を指名いたします。

○議長(山口喜久一郎君) 指名いたしました。

を聽取した後、熱心なる審議を行なつたのであります。その詳細は会議録によつて御承知願います。

かくて、三月十一日、採決の結果、本案は多数をもつて可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、公正取引委員会事務局、特に地方事務所のなお一そな拡充、カルテルの事後監視、中小企業等協同組合法による価格カルタルの再検討、及び下請代金支払い遅延の取り締まり強化を内容とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日本開発銀行法の一部を改正する

法律案(内閣提出)

日程第三 国家公務員等の旅費に関する法律  
の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第二、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、日程第三、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案、右兩案を一括して議題といたします。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和四十一年一月九日

内閣總理大臣 佐藤 義作

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律  
の一部を次のとおり改める。  
年法律百四号の一部を次のとおり改める。  
別表第一を次のように改める。

日本開発銀行法の一部を改正する法律案

日本開発銀行法(昭和二十六年法律第百八号)の一部を次のように改正する。

第十一項中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は大蔵大臣に意見を提出することができる。

第十八条の二第一項中「三倍」を「四倍」に改める。

第三十三条第一項中「作成し」の下に「、当該決算報告書に附する監事の意見を附し、かつ」を、「還済なく」の下に「これを」を加える。

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由  
附則

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、その借入金等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

別表第一 内国旅行の旅費

一 車賃、日当、宿泊料及び食卓料

内閣總理大臣等	内閣總理大臣及び最高裁判所長官	車賃(一日当(一宿泊料(一夜につき))		食卓料(一 夜につき)
		キロメートルにつき)	甲 地方	
その他の者	九	六〇	四、〇〇	三、八〇
大臣等	八	七〇	三、五〇	二、八〇
指定職の職務にある者	七	六〇	三、〇〇	二、〇〇
二等級の職務にある者	六	五〇	二、五〇	一、八〇
三等級以下五等級以上の職務にある者	五	四〇	二、〇〇	一、六〇
六等級以下の職務にある者	四	三〇	一、八〇	一、〇〇

備考	内閣總理大臣等		内閣總理大臣	
	宿泊料の欄中甲地方とは、東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち大蔵省令で定める地域その他これらに準ずる地域で大蔵省令で定めるものをいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。	内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣
鉄道五十キロメートル以上三トントル以上一千五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満
五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満
五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満

区分	内閣總理大臣等		内閣總理大臣	
	内閣總理大臣及 び最高裁判所長官	内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣
鐵道五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満	五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満	五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満	五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満	五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満
五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満
五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満

二 移転料	内閣總理大臣等		内閣總理大臣	
	内閣總理大臣及 び最高裁判所長官	内閣總理大臣	内閣總理大臣	内閣總理大臣
五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満	五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満	五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満	五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満	五百キロメートル以上一千五百キロメートル未満
五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満
五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満	五百キロメートル未満

## 備 考

路程の計算については、水路及び陸路四分の一キロメートルをもつて鉄道一キロメートルとみなす。

## 附 則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行には、なお従前の例による。

## 理 由

職員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行における日当、宿泊料、移転料等の定額を引き上げる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事金子一平君

[報告書は本号末尾に掲載]

〔金子一平君登壇〕

○金子一平君 ただいま議題となりました兩法律につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、日本開発銀行法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、次のような改正を行なおうとするものであります。

すなわち、まず第一に、日本開発銀行の借り入れ及び外貨債券発行の合計額は、現在自己資本の三倍以内に制限されておりますが、この借り入れ金等の限度額を自己資本の四倍に引き上げることいたしております。

なお、本改正により、同行の貸し付け及び債務

保証の限度額は、自己資本の四倍から五倍に改められることとなるのであります。

第二に、日本開発銀行の監事の権限の明確化はかるため、監事が監査の結果に基づき必要があると認めるときは、總裁または大蔵大臣に意見を提出することができますこととするほか、大蔵大臣に提出する財務諸表等に監事の意見を記さなければならぬことといたしております。

本案につきましては、慎重に審査いたしました結果、去る十一日、質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本社会党を代表して藤田高敏委員より、資本金をそのままとして借り入れ、貸し付けワクの倍率を変更することによって業務内容の拡大をはかることは、全く便宜主義的であるといわざるを得ないこと、開銀の運用資金量を増大して、総体的には長期の設備資金を拡大、補完することは、現下の経済情勢にそぐわないこと、また、寡占体制を確立する産業分野に対する融資よりも、現状のワク内において、おくれた産業分野、特に国民生活に關係の多いばい煙規制、汚水処理対策、交通事故防止対策等に融資の重点を置くべきであるとして、本案に反対の旨の意見が述べられました。

次いで、採決いたしましたところ、本案は多數をもつて原案のとおり可決となりました。

統いて、国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行における日当、宿泊料及び食卓料につきましては三割程度、また、移転料につきましては六割程度、それぞれその定額を引き上げることといたします。

本案は、審査の結果、去る十一日、質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決となりました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

方の区画区分について再検討すること、移転料について制度の合理化をはかること、並びに日額旅費について実費を下回らないよう定めること、とはかるため、監事が監査の結果に基づき必要があると認めるときは、總裁または大蔵大臣に意見を提出することができますこととするほか、大蔵大臣に提出する財務諸表等に監事の意見を記さなければならぬことといたしております。

臣より、附帯決議の趣旨を尊重し、実態調査の上、善処する旨の発言がありました。

以上、御報告申し上げます。

## (都市開発資金の貸付け)

第一条 國は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができる。

一 次に掲げる施設及びこれと密接な関連を有する政令で定める施設並びにこれらの施設の附帯施設の敷地で、都市の機能を維持し、及び増進するため計画的に整備改善を図る必要がある重要な市街地の区域内のあるもの

イ 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律(昭和三十四年法律第十七号)第三条に規定する工業等制限区域内の同法第二条第四項に規定する制限施設

ロ 近畿圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律(昭和三十九年法律第百四十四号)第三条に規定する工場等制限区域内の同法第二条第四項に規定する制限施設

二 人口の集中の著しい政令で定める大都市(その周辺の地域を含む)の秩序ある发展を図るために整備されるべき主要な道路、公園、緑地、広場その他の政令で定める公共施設

三 条の規定により都市計画として決定されたものの区城内の土地

(利率及び償還方法)

第二条 前条の規定による貸付金の利率は、同一条第一号の土地に係る貸付金にあつては年五分五厘とし、同条第二号の土地に係る貸付金にあつては年六分五厘とする。

前条の規定による貸付金の償還期間は、十年(同条第一号の土地に係る貸付金にあつては三年以内の、同条第二号の土地に係る貸付金にあつては四年以内の据置期間を含む)以内とし、その償還は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。

## 附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行

2 日程第四 都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第四、都市開発資金の貸付けに関する法律案を議題といたします。

右  
国会に提出する  
昭和四十一年二月九日

内閣総理大臣 佐藤 栄作

都市開発資金の貸付けに関する法律案

する。

2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第七号の次に次の一号を加える。

七の二 都市開発資金の貸付けに関する法律

(昭和四十一年法律第一号)の施行に関する法律

事務を管理すること。

第四条第四項中「第七号まで」を「第七号の二まで」に改める。

### 理由

大都市における都市の機能を維持し、及び増進するために行なわれる事業の用に供されるべき土地を地方公共団体が先行的に取得する場合において、これに必要な資金を国が貸し付けることができるとしてする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。建設委員長田村元君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田村元君登壇〕

○田村元君 大だいま議題となりました都市開発資金の貸付けに関する法律案につきまして、建設委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、大都市における都市機能の維持及び増進のために行なわれる事業の用に供されるべき土地を地方公共団体が先行的に取得する場合、これに必要な資金を国が貸し付けることができるようになります。まず第一に、國は、地方公共団体に対し、次の土地の買取に必要な資金を貸し付けることができるものとすることとあります。

とおりであります。

まず第一に、國は、地方公共団体に対し、次の土地の買取に必要な資金を貸し付けることができるものとすることとあります。

その貸し付けの対象となる土地の一つは、首都圏の工業等制限区域または近畿圏の工場等制限区域内にある工場等の敷地で、計画的に整備改善をはかる必要があるものとし、その二是、政令で定める大都市の秩序ある発展をはかるために、整備されるべき政令で定める主要な公共施設で、都市計画として決定されたものの区域内の土地とすることとあります。

第二は、第一による貸し付け金の利率及び償還方法について定めるものとすることとあります。すなわち、前述の首都圏または近畿圏の工場等制限区域内にある工場等の敷地についての買い取りに必要な貸し付け金の利率は年五分五厘とし、償還期間は三年以内の据え置き期間を含み十年以内とすることといたし、また、政令で定める大都市における主要な公共施設の整備のための土地についての買い取りに必要な貸し付け金の利率は年六分五厘とし、償還期間は四年以内の据え置き期間を含み十年以内とすることといたしております。

すなわち、前述の首都圏または近畿圏の工場等制限区域内にある工場等の敷地についての買い取りに必要な貸し付け金の利率は年五分五厘とし、償還期間は三年以内の据え置き期間を含み十年以内とすることといたし、また、政令で定める大都市における主要な公共施設の整備のための土地についての買い取りに必要な貸し付け金の利率は年六分五厘とし、償還期間は四年以内の据え置き期間を含み十年以内とすることといたしております。

すなわち、前述の首都圏または近畿圏の工場等制限区域内にある工場等の敷地についての買い取りに必要な貸し付け金の利率は年五分五厘とし、償還期間は三年以内の据え置き期間を含み十年以内とすることといたし、また、政令で定める大都市における主要な公共施設の整備のための土地についての買い取りに必要な貸し付け金の利率は年六分五厘とし、償還期間は四年以内の据え置き期間を含み十年以内とすることといたしております。

日程第五 科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第五、科学技術庁設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

科学技術庁に附屬機関として無機材質研究所を置くこととするとともに、科学技術庁の職員の定員を改める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

右 昭和四十一年二月一日  
内閣總理大臣 佐藤 繁作  
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和四十一年二月一日  
内閣總理大臣 佐藤 繁作  
科学技術庁設置法の一部を改正する法律案

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事岩動道行君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔田村元君登壇〕

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八条第二号中「及び金属材料技術研究所」を、「金属材料技術研究所及び無機材質研究所」に改めます。

第八条第二号中「及び金属材料技術研究所」を、「金属材料技術研究所及び無機材質研究所」に改めます。

第十六条第一項中「宇宙開発推進本部」を「宇宙開発推進本部」に改めます。

科学技術庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八条第二号中「及び金属材料技術研究所」を、「金属材料技術研究所及び無機材質研究所」に改めます。

第十二条の二の次に次の一条を加える。

〔無機材質研究所〕

第二十条の三 無機材質研究所は、次に掲げる事務をつかさどる機関とする。

一 非金属無機材質に係る超高純度材質及びこれらに類する材質の創製に関する研究を行なうこと。

二 前号の研究に伴い得られた物を試料として提供すること。

三 委託に応じ、第一号の研究を行なうこと。

四 無機材質研究所は、東京都に置く。

五 無機材質研究所の内部組織は、総理府令で定めること。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を採決いたしまします。

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

第二十四条中「千八百六十人」を「千九百五人」に改める。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を採決いたしまします。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を採決いたしまします。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を採決いたしまします。

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第六 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第七 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第六、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案、日程第七、訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和四十一年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

(裁判所法の一部改正)

第一条 裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律

第一項中「及び各高等裁判所」を「各高等裁判所及び各地方裁判所」に改め同条の一部を次のように改正する。

第五十七条第一項中「及び各高等裁判所」を「各高等裁判所及び各地方裁判所」に改め同条の一部を次のように改正する。

第二項中「事件」の下に「(地方裁判所においては、工業所有権又は租税に関する事件に限る。)」を加える。

(裁判所職員定員法の一部改正)

第一条 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を改める。

第一条の表中「一、一二〇人」を「一、二三七人」に改める。

第二条中「二万八百八人」を「二万八百六十六人」に改める。

附 則

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行す

る。

理 由

下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図るため、地方裁判所に裁判官の命を受けて特殊の事件の審理及び裁判に關して必要な調査をつかさどる裁判所調査官を置くこととし、並びに判事及び裁判官以外の裁判所の職員の員数を増加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

昭和四十一年二月二十三日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)

第一条 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律

第二条及び第四条第四項中「千五百円」を「一千円」に、「千二百円」を「千六百円」に改める。

(訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和二十四年法律第五十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二十三項中「昭和四十一年十二月分」を「昭和四十一年九月分」に、「昭和四十一年十一月三十日」を「昭和四十一年八月三十一日」に改める。

附則に次の二項を加える。

25 総執行吏の恩給の昭和四十一年十月分以降の年額については、その年額が六万円に満たない場合に於ける工業所有権に關する事件及び租税に関する事件の受理件数の増加、審理期間の長期化等の傾向にかんがみ、この種事件の審理及び裁判の適正迅速化をかかるため、地方裁判所に、新たに、裁判官の命を受け、この種の特殊専門的な知識経験を必要とする

いときは、これを六万円とする。

附 則

この法律は、前項の規定による恩給年額の改定について準用する。

1.

この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。

2. 第一条の規定の施行前に要した費用については、なお従前の例による。

理 由

国家公務員等に対して支給する旅費の定額の改定に伴い訴訟費用等臨時措置法の規定による証人止宿料等の最高額を増加し、また、一般の公務員についての低額恩給の改善等に伴い一部の執行吏の恩給を増額する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。法務委員長大久保武雄君。

[報告書は本号末尾に掲載]

〔大久保武雄君登壇〕

○大久保武雄君 ただいま議題となりました二法律案について、法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第一に、裁判所法の一部を改正しようとするものであります。

まず、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

まず、裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案について申し上げます。

事件の審理及び裁判に關して必要な調査をつかさどる裁判所調査官を置こうとするものであります。

第二に、裁判所職員定員法の一部を改正しようとするものであります。

すなわち、最近の地方裁判所における工業所有権に關する事件及び租税に関する事件の受理件数の増加、審理期間の長期化、少年の保護事件の増加等の傾向にかんがみ、高等裁判所における訴訟をはかる等のため、判事の員数を二十七人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を、裁判所調査官六人、裁判所書記官一十七人、家庭裁判所調査官二十五人、計五十八人増加しようとするものであります。

次に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、第一に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正しようとするものであります。

すなわち、国家公務員等に対して支給する旅費の定額の改定に準じ、民事訴訟の当事者、証人、鑑定人等の止宿料、刑事訴訟の証人、鑑定人等の宿泊料及び執行吏の宿泊料の最高額を、特別区の存する地等においては二千円、その他の地においては千六百円に引き上げようとするものであります。

第二に、訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正しようとするものであります。すなわち、一般的の公務員についての低額恩給の改善等に準じ、一部退職執行吏の恩給の年額が六万円未満のものについては、その年額を六万円としようとするものであります。

当委員会におきましては、以上の二法律案につき慎重審議を重ね、昨十六日、質疑を終了し、討論なく、採決の結果、二法案はいずれも全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(山口喜久一郎君) これより採決に入ります。

まず、日程第六につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第七につき採決いたします。  
本案は委員長報告のとおり決するに御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山口喜久一郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

## 官 報 (号外)

坂田農林大臣の沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策についての発言

○議長(山口喜久一郎君) 農林大臣から、沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策についての発言を求めておられます。これを許します。農林大臣坂田英一君。

〔國務大臣坂田英一君登壇〕

○國務大臣(坂田英一君) 先般、国会に提出いたしました昭和四十一年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策についての発言

○議長(山口喜久一郎君) 農林大臣から、沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策についての発言を求めておられます。これを許します。農林大臣坂田英一君。

○國務大臣(坂田英一君) 先般、国会に提出いたしました昭和四十一年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策についての発言

○議長(山口喜久一郎君) 農林大臣から、沿岸漁業等振興法に基づく昭和四十一年度年次報告及び昭和四十一年度沿岸漁業等の施策についての発言を求めておられます。これを許します。農林大臣坂田英一君。

この年次報告は、「第一部 漁業の動向に関する報告書」と、「第二部 沿岸漁業等について講じた施策に関する報告書」とに分かれています。第一部の「漁業の動向に関する報告書」におきましては、沿岸漁業及び中小漁業の動向に焦点を置き、は、沿岸漁業及び中小漁業の動向を明らかに昭和三十九年を中心として漁業の動向を明らかにいたします。

その概要を申し上げます。

わが国の漁業生産は、昭和三十一年以降、逐年増大の一途をたどり、三十八年においてわざながら減少に転じ、三十九年に減少いたしました。このよるな漁況変動による漁業生産の停滞が見られる反面、国民所得水準の上昇に伴い、水産物に対する需要は増大し、その価格も上昇を見せて、また、輸入も、その量は国内供給量の一割足らずであります。これが、増加しております。もともと漁業生産は、自然的条件の変動に左右される面が多いのですが、近時、新漁場開拓も漸次困難となっており、また、水産資源に関する国際規制が強化されるなど、水産物需要に応ずる漁業生産の発展には、きわめてきびしいものがあると申さねばなりません。

漁業の経営体数と就業者数について見ますと、これらはともに引き続き減少しております。特に、中小漁業の経営体数と雇用者数の減少が目立つております。また、就業者の年齢構成も高齢化しております。また、就業者の年齢構成も高齢化しております。若年労働力の不足が見られるのであります。

しかしながら、沿岸漁業、中小漁業のいずれにおいても、比較的上層の経営が増加しているのに対し、下層の経営は減少する傾向も見られるのであります。

次に、沿岸漁家の経営を見てまいりますと、その所得水準は近年着実に上昇しております。特に昭和三十九年には、ノリの豊作に加えて魚価の上昇もあり、その所得は大幅に上昇いたしました。

まず、昭和四十一年度漁業の動向等に関する年次報告について申し上げます。

この年次報告は、「第一部 漁業の動向に関する報告書」と、「第二部 沿岸漁業等について講じた施策に関する報告書」とに分かれています。第一部の「漁業の動向に関する報告書」におきましては、沿岸漁業及び中小漁業の動向を明らかに昭和三十九年を中心として漁業の動向を明らかにいたします。

その概要を申し上げます。

わが国の漁業生産は、昭和三十一年以降、逐年増大の一途をたどり、三十八年においてわざながら減少に転じ、三十九年に減少いたしました。このよるな漁況変動による漁業生産の停滞が見られる反面、国民所得水準の上昇に伴い、水産物に対する需要は増大し、その価格も上昇を見せて、また、輸入も、その量は国内供給量の一割足らずであります。これが、増加しております。もともと漁業生産は、自然的条件の変動に左右される面が多いのですが、近時、新漁場開拓も漸次困難となっており、また、水産資源に関する国際規制が強化されるなど、水産物需要に応ずる漁業生産の発展には、きわめてきびしいものがあると申さねばなりません。

漁業の経営体数と就業者数について見ますと、これらはともに引き続き減少しております。特に、中小漁業の経営体数と雇用者数の減少が目立つております。また、就業者の年齢構成も高齢化しております。若年労働力の不足が見られるのであります。

しかししながら、沿岸漁業、中小漁業のいずれにおいても、比較的上層の経営が増加しているのに対し、下層の経営は減少する傾向も見られるのであります。

次に、沿岸漁家の経営を見てまいりますと、その所得水準は近年着実に上昇しております。特に昭和三十九年には、ノリの豊作に加えて魚価の上昇もあり、その所得は大幅に上昇いたしました。

まず、昭和四十一年度漁業の動向等に関する年次報告について申し上げます。

この文書におきましては、これらの昭和四十一年度において講じようとする諸施策を、おおむねないという問題を残しております。また、沿岸漁業の動向に関する報告書とに分かれています。第一部の「漁業の動向に関する報告書」におきましては、農部の「漁業の動向に関する報告書」におきましては、沿岸漁業及び中小漁業の動向に焦点を置き、は、沿岸漁業及び中小漁業の動向を明らかに昭和三十九年を中心として漁業の動向を明らかにいたします。

その概要を申し上げます。

わが国の漁業生産は、昭和三十一年以降、逐年増大の一途をたどり、三十八年においてわざながら減少に転じ、三十九年に減少いたしました。このよるな漁況変動による漁業生産の停滞が見られる反面、国民所得水準の上昇に伴い、水産物に対する需要は増大し、その価格も上昇を見せて、また、輸入も、その量は国内供給量の一割足らずであります。これが、増加しております。もともと漁業生産は、自然的条件の変動に左右される面が多いのですが、近時、新漁場開拓も漸次困難となっており、また、水産資源に関する国際規制が強化されるなど、水産物需要に応ずる漁業生産の発展には、きわめてきびしいものがあると申さねばなりません。

漁業の経営体数と就業者数について見ますと、これらはともに引き続き減少しております。特に、中小漁業の経営体数と雇用者数の減少が目立つております。また、就業者の年齢構成も高齢化しております。若年労働力の不足が見られるのであります。

しかししながら、沿岸漁業、中小漁業のいずれにおいても、比較的上層の経営が増加しているのに対し、下層の経営は減少する傾向も見られるのであります。

次に、沿岸漁家の経営を見てまいりますと、その所得水準は近年着実に上昇しております。特に昭和三十九年には、ノリの豊作に加えて魚価の上昇もあり、その所得は大幅に上昇いたしました。

まず、昭和四十一年度漁業の動向等に関する年次報告について申し上げます。

この文書におきましては、これらの昭和四十一年度において講じようとする諸施策を、おおむねないという問題を残しております。また、沿岸漁業の動向に関する報告書とに分かれています。第一部の「漁業の動向に関する報告書」におきましては、農部の「漁業の動向に関する報告書」におきましては、沿岸漁業及び中小漁業の動向を明らかに昭和三十九年を中心として漁業の動向を明らかにいたします。

その概要を申し上げます。

わが国の漁業生産は、昭和三十一年以降、逐年増大の一途をたどり、三十八年においてわざながら減少に転じ、三十九年に減少いたしました。このよるな漁況変動による漁業生産の停滞が見られる反面、国民所得水準の上昇に伴い、水産物に対する需要は増大し、その価格も上昇を見せて、また、輸入も、その量は国内供給量の一割足らずであります。これが、増加しております。もともと漁業生産は、自然的条件の変動に左右される面が多いのですが、近時、新漁場開拓も漸次困難となっており、また、水産資源に関する国際規制が強化されるなど、水産物需要に応ずる漁業生産の発展には、きわめてきびしいものがあると申さねばなりません。

漁業の経営体数と就業者数について見ますと、これらはともに引き続き減少しております。特に、中小漁業の経営体数と雇用者数の減少が目立つております。また、就業者の年齢構成も高齢化しております。若年労働力の不足が見られるのであります。

しかししながら、沿岸漁業、中小漁業のいずれにおいても、比較的上層の経営が増加しているのに対し、下層の経営は減少する傾向も見られるのであります。

次に、沿岸漁家の経営を見てまいりますと、その所得水準は近年着実に上昇しております。特に昭和三十九年には、ノリの豊作に加えて魚価の上昇もあり、その所得は大幅に上昇いたしました。

まず、昭和四十一年度漁業の動向等に関する年次報告について申し上げます。

ないのです。(拍手)これは、ひとり私が受けた感じでは決してないのです。漁業白書が国会に提出されたおるのであります。すなわち、朝日新聞は「長期展望を矢<sup>シ</sup>く漁業白書」と題し、毎日新聞は「決め手を欠く漁業白書」と、また読売新聞は「停滯を続ける日本漁業」と題しまして、それぞれ社説を掲げ、日本漁業が近い将来当面するであろう問題についてはほとんど触れていない、漁業が幾ら豊凶に左右される産業とはいながら、世界的視野に立った上での一年一年の分析が行なわれるのではなければ、これらの白書としての価値はないと言ふに極論しているのであります。(拍手)政府は、率直に世論に耳を傾け、かつ、えりを正すべきであります。

漁業白書はその年限りのものではないのであります。また、本会議における質疑応答もその限りのものであつてはならないことはもとよりであります。今後におきましては、今回に見る年次報告と講じようとする施策、この関係が全くわざはが言われないよう資料の整備につとめ、真剣な分析と長期展望に立つたところの強力な施策を実施するよう望しておきたいと思います。  
かかる観点から、前回にわたるわが党議員の質問との重複を避けまして、数点にわたって質問をいたします。

第一点は、わが国の漁業生産の動向をどのように受けとめ、いかに対処しようとしておるのかを、ひとつ佐藤總理から基本的な態度についてとくと承りたいのであります。  
まず、第一回から今日までのその白書が示すところの生産量を見た場合に、第一回の漁業白書は、漁業総生産量の増大を掲げ、三十七年の生産量六百八十六万トン、わが国漁業生産量の最高を記録し、かつ、これを誇った年のものであつたのであります。しかしながら、皮肉にも、從来世界

に第一位を占めてきた日本が、その地位をペルーに奪われたのもこの年であつたのであります。その後は、第二回の白書が示すとおり、三十八年は六百七十万トン、対前年比二・五%の減少であります。さらに、今回の白書におきましては、三十九年は六百三十五万トンで、前年よりさらに五・二%も減少しておるのであります。このように、白書は、端的に、引き続く総生産量の減少を報告しておるのであります。

以上のよう、わが国の漁業生産量は減少の一途をたどつておるにもかかわらず、反面、全世界の漁業生産量は目ざましい発展を続けておるのであります。しかして、三十九年には五千万トンに達して、過去十年間に二倍に伸びているのであります。一体、總理は、かかる現象をいかように判断しておられるのであります。

しかも、白書は、この生産量の減少のおもな原因を、——先ほど農林大臣は特にこの点を指摘いたしておりますが、サンマ漁業の不振あるいはイカ釣り漁業の不振に求めておりますが、これらは漁況だとか、さらには海況の変動とか自然的要因によるものであるといふようなことを織りなしまして、輕々に判断を下した上、さらに、一時的なものであるというような、安易な、無責任な受けとめ方をしていることは、これまた全く遺憾とするところであります。

第二点は、水産物の価格であります。

環境はますますきびしくなつておるのが現実の姿であります。沿岸国における領海の拡張、または日韓漁業協定の締結を契機としての専管水域設定の動きが活発になつておることは心すべきことだと思つのであります。また、ソ連及び南アメリカ、アフリカ、アジア等が漁業に対して大きく進出してきたこともあわせ考えてみると、白書がいよいよ、漁業の不振を自然的現象によるものとして安易に片づけることは、許されてよいはずはないのです。

さらに、水産物は国民食糧のうち動物たん白質

供給源といたしまして重要な役割りをになつてお

めます。

第三点は、水産物輸入の問題について總理並びに農林大臣に質問をいたします。

水産物の輸入は逐年大幅に増大しております。そして、その金額は三百二十三億円、一九年は六百三十億円で、前年よりさらに五・二%も減少しておるのであります。このように、漁業の輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がつたのであります。私は、ここで單に輸入量の増大のみを問題にしようとは考えておりません。他面わが国が従来から水産物の輸出国として世界第一にあるということを知つておるからであります。しかしながら、水産物輸入の急増が国内における流通あるいは価格対策に及ぼす影響を思うときには、これまた決してやるがせにできぬ重要な問題であると考えるのであります。地位にし上がり、外へ出て、世界の水産物の需要は増大の傾向にあることは明らかなのであります。

拿捕されるという状態なのであります。しかも、この五十三海洋丸の件だけにとどまらず、日韓漁業協定の締結後に数件にわたって臨検されるという事件が発生をしているのであります。こうした中につて、韓国漁船がわがもの顔にわが国の下に立つて漁港に直接水揚げを行なつて、競合をしておるといふことに相なつては、今回の事件にいきり立つ漁民の口をついて出るところの「日韓漁業協定は不満だらけだ、ただ人間尊重が取り柄で、いやいやながら納得せしめられたのに」といふことばは、耐えがたき漁民感情からほとほとしり出たことだと私は思うのであります。(拍手) 総理はこのことばをどういう気持ちで受けとめられるが、また、対処しようとしているかを承りたいのであります。

なお、政府は、講じた施策をいたしまして、日韓漁業の締結を四ページにわかつて大きく取り上げております。

「李ラインの実質的な撤廃と、わが国の操業の実績の確保を中心として交渉に臨んだ、おおむねその趣旨に沿つて解決した」と自画自賛しております。

さらに、この事件とあわせ考え、同時に、私が御指摘を申し上げたように、この受ける影響については具体的な施策を怠つておるのではないかと思つておる反省が必要なのではないだらうかと私は思つておる反省があります。この点に対しましても、ひとつ總理からとくと御答弁を賜わりたいのであります。

さらにもう一つの問題は、韓國からのノリあるいは鮮魚の輸入にまつわる黒いわざがつきまとつておることは、總理も御承知のとおりであります。

その黒いわざがつきまとつてくるといふことは、端的にそしした対策の盲点をついて行なわれておるということを私たちは知らなくてはならないと思つてあります。同時に、こういふ面に対しても、すみやかにわが国の受け入れ体制を整備し、かかるうわざを取り除く具体的施策を明らかにすべきだと思います。

## 官(号)外(報)

さらに、外国においても、先ほど指摘いたしましたような韓國の漁船の直接水揚げなどという、こうした公海上からの輸入は禁止して、国内における流通、価格対策の調整を同じくはかつておるのであります。政府といつしましては、かかる法的規制措置を講ずる用意があるかどうか。これまた、總理並びに農林大臣にその御所信を承りたいのであります。

第四点は、沿岸漁業構造改善事業に関する質問であります。農林大臣にお伺いいたしたいと思ひます。

構造改善事業は、沿振法の目的といつしまして、沿岸漁業の従事者の地位の向上をはかるために、地域の特性を生かしつつ必要な事業を十年間にわたつて実施するということをうたつておるのですが、今日まで何ならすことなく終始しておるものが現状であります。しかも、構造改善事業の大きな柱である経営近代化促進対策事業は、すでに宮城、愛知、京都、山口及び長崎北部の事業完了地域が出ておるのですが、何ら本事業実施による効果等については検討されておらず、白書においては分析さえも試みられていないのであります。わざか二十数億の予算を計上したのみでは焼け石に水である。この構造改善事業に残されました多くの問題について、どう対処しようとされているのか。また、事業実施地域、特に経営近代化促進対策事業完了地域についてはいかまかい分析を行なつてしかるべきだと思われるが、農林大臣の考え方を承りたいのであります。

次は、大資本漁業の動向に関する問題について農林大臣にお尋ねをいたします。

沿振法制定の当時から、政府はなぜかこの大資本漁業について触れたがらなかつたのであります。

今まで政府提案の内容は、漁業白書は沿岸漁業及び中小漁業同様、明確な分析を行ない、報告さるべきだと思いますが、これまで農林大臣の御所見をお伺いいたしたいと思います。

最後に、漁船の海難事故について、運輸、労働、農林の各大臣にお伺いいたします。

さらに修正され、さらに修正され、漁業全体の動向について報告するよう政府に義務づけられたの

であります。いまもつて大資本漁業の動向については十分なる分析が行なわれておらないのであります。すなわち、今回の報告におきましては、かかる

「漁業金融の動向」の項に限つて、初めて大資本漁業と中小漁業及び沿岸漁業に分類して比較を試みておりますが、「漁業生産の動向」においては、依然として、「その他の漁業」として扱つております。

そして、「漁業生産の動向」においては、依然として焦点をほかし、さらに、最重点である「漁業経営の動向」については、大資本の漁業は全然触れておらないことであります。水産業の場合にあります。

また御承知のとおりであります。現に、モスクワ

で行なわれておる日ソ漁業交渉の中心議題であるサケ・マス漁業においても、直接漁労に従事する

独航船の中小漁業者が、漁獲物を母船で処理加工

しておられます。その魚価交渉も形式的であります。その魚価交渉も形式的であります。三十

八年からこの方、魚価の高騰が続いている状態の中にあっても、一錢も魚価が上がっておらないのであります。据え置かれておるのであります。

す。すなわち、市価一尾千円もあるサケが、わずかに百五十円、市価五百円のマスが、これまた八十円に抑えられております。こういう状態の中にあっては、白書が示すように、中小漁業の衰退は当然であります。そういうことがあってよいものかどうなのか、總理はこうした現状をどうとらえるのであります。

かどりました。その魚価交渉も形式的であります。その魚価交渉も形式的であります。

そこで、運輸大臣にお伺いをいたしますが、海上保安庁の遭難救助の活動につきましては敬意を表するものであります。たゞ、この乾舷ゼロメートルに近い危険きわまりなき漁船等の現状をそのまま放置していくには、保安庁のせつかくの活動も十分なる効果を發揮し得ないことはもとよりあります。そこで、国際満載吃水線条約であるメートルに近い危険きわまりなき漁船等の現状をそのまま放置していくには、保安庁のせつかくの活動も十分なる効果を發揮し得ないことはもとよりあります。

そこで、運輸大臣にお伺いをいたしましたが、海上における人命の安全のための国際条約等の精神を生かして、漁船を海難から守る方法をまず

もつて講ずべきであると考えますが、所信のほどを講ずべきであります。

飛行機事故が多発いたしておりまして、憂慮されるところでございますが、一方、海上におきま

しては十分なる分析が行なわれておらないのであります。三十九年ににおける遭難漁船は一千九十四隻に及び、全海難の四割を占めております。また、

海難による死者一千三百十一人のうち、六百五十九名が漁船乗組員であります。しかも、この漁船の遭難の特徴は、無理とは承知しながらも、貧乏のために一尾でも多く持ち帰らなければならぬがために、

そのために一尾でも多く持ち帰らなければならぬがために、

案が採択される情勢にありますと推察されます。これら漁船船員の労働問題の改善策に対しまして具体的にお尋ねいたしたいのであります。

最後に、農林大臣にお尋ねいたしますが、わが國漁業の労働環境なり労働条件等の改善がおくれておる直接の原因は、漁業許可制度のあり方に基づく点があることは明らかであります。公海上の規制は、漁船の大きさはもとより、操業海域、操業時期等、細部にわたって厳重な規制を行なつておるのとあります。他面、漁業者の雇用状態は、歩合制を基調としておることも加わつて、労働環境は勢い改善がおくれておることも、これまで事実であります。また、これがためとなつておるのであります。また、これがために、漁船員不足、質の低下、老齢化等の問題となり、悪循環を繰り返しておるのであります。かかる観点から、この際漁業許可の制度を根本的に再検討し、四十二年における指定漁業許可の一斉更新にあたりましては思い切った改善を行ない、おそらく農林大臣はあらゆる角度からする圧力に屈し、しょせん現状維持度の手直しができないであろうという不信に満ちたうわざが真実となるないように、この際更迭をもつて処理されよう、その御決意のほどをお尋ねいたしまして、詳細につきましては農林水産委員会の質問に譲ることにいたします。

以上をもつて私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) お答えいたしました。

かつての水産王国日本、世界第一だといわれたものが、いまのお話のようにその首位を譲ることになりました。まことに残念でございます。しかしこの魚肉は、われわれの生活にとりましてまさに重要な資源であります。日本国民から見ますと、魚はどうしても忘れられない。そういう意味で、特に漁業の振興等について努力してまいります。しかしながら、外國の漁獲への進出もありますし、その意味ではよほど競争も激化してまいりました。また、国際規制の問題もありまして、新しい漁場の開拓ということは、なかなか困難な状況になつております。しかし、これらの事情に応じて、漁船あるいは漁業家の資本設備の充実もかられておりますから、最近のようないくつかなりますから、必ずまた漁獲もふえていく。こういう状態が必ず出てくるんだ、かように私は確信いたしておる次第であります。いずれにいたしましても、漁況あるいは海況等の自然条件に左右される漁獲でございまから、一時の豊凶等にわれわれが暗い思いをすることはないだろ。ただいま申しますように、資本設備等の充実、これによりまして次の発展を期したい、かようにも思います。

次に輸入の問題であります。輸入の問題については、中小企業や、ことに沿岸漁業に影響のあるような品物、これは非自由化されておる。したがいまして、その運用によって十分万全を期して、これらの中小企業や沿岸漁業に打撃を与えないよう、しかも、一方で消費者の需要にこたえるよう、かように運営をしていくのでございまして、かようにも思いますが、特にさような運営云々だけでは十分ではないよう、その御決意のほどをお尋ねいたしまして、詳細につきましては農林水産委員会の質問に譲ることにいたします。

最後に、沿岸漁業につきまして、先ほど詳細に報告はいたしましたが、今日の疲弊の状況、私もこれをこのままに見過ごすというわけにはいかないようになります。沿岸漁業の振興等につきましては、かように運営を設けるとか、あるいは養殖をするとか等々の対策を講じておりますけれども、まだまだ十分ではない、たいへん不十分であります。ことにその就業者の賃金、これはやや改善を始めたのでございます。魚価の上昇の傾向を見ますと、それぞれ魚礁を設けるとか、あるいは養殖をするとか等々の対策を講じておりますけれども、まだまだ十分ではない、たいへん低い状態だ。さらには私ども今後改善をしていかなければならぬ、かように申しましても、まだまだ都市の工業從業者に比べまして高いへん低い状態だ。さられたく、かように申しましても、まだまだ都市の工業從業者に比べまして高いへん低い状態だ。さられたく、かように申しましても、まだまだ都市の工業從業者に比べまして高いへん低い状態だ。さられたく、かように申しましても、まだまだ都市の工業從業者に比べまして高いへん低い状態だ。さられたく、かように申しましても、まだまだ都市の工業從業者に比べまして高いへん低い状態だ。さられたく、かように申しましても、まだまだ都市の工業從業者に比べまして高いへん低い状態だ。さられたく、かのように思ひます。

お答えいたします。(拍手)

○國務大臣坂田英一君登壇

「内閣総理大臣佐藤榮作君登壇」お答えいたしました。

次に韓国の問題であります。御承知のように、一昨日まことに不幸な事件が起きた。私もこの事件の終局といいますか、あるいは交渉につきまして最善を尽くすつもりでござります。御承知のように、かように考えております。

次に韓国の問題であります。御承知のように、一昨日まことに不幸な事件が起きた。私もこの事件の終局といいますか、あるいは交渉につきまして最善を尽くすつもりでござります。御承知のように、かように思つたそのやさきに

味で、特に漁業の振興等について努力してまいります。しかしながら、外國の漁獲への進出もありますし、その意味ではよほど競争も激化してまいりました。また、国際規制の問題もありまして、新しい漁場の開拓ということは、なかなか困難な状況になつております。しかしながら、これらの事情に応じて、漁船あるいは漁業家の資本設備の充実もかられておりますから、最近のようないくつかなりますから、必ずまた漁獲もふえていく。こういう状態が必ず出てくるんだ、かように私は確信いたしておる次第であります。

同時にまた、韓国からの輸入等については、たゞ申しあげましたような市場、あるいは流通機構、あるいは輸送等の設備におきまして十分考慮することによって、消費者の需要にこたえる、同時にまた、国内の魚価には影響を与えないようになります。

また、いろいろ黒いわざがあるといふような御指摘であります。両国間の関係を正常化し、また発展させていく上におきましても、かようないふわさのあることはまさに殘念であります。この種の事柄がないように、取引が公正正大であるように、一そく努力してまいりたいと思います。

最後に、沿岸漁業につきまして、先ほど詳細に報告はいたしましたが、今日の疲弊の状況、私もこれをこのままに見過ごすというわけにはいかないようになります。沿岸漁業の振興等につきましては、かように運営を設けるとか、あるいは養殖をするとか等々の対策を講じておりますけれども、まだまだ十分ではない、たいへん不十分であります。ことにその就業者の賃金、これはやや改善を始めたのでござります。魚価の上昇の傾向を見ますと、それぞれ魚礁を設けるとか、あるいは養殖をするとか等々の対策を講じておりますけれども、まだまだ十分ではない、たいへん低い状態だ。さらには私ども今後改善をしていかなければならない、かように思ひます。

それから、水産物、特にいろいろな魚の種類が上がつておるし、生産者は、上がつておるから、ようやく少しはかり所得が上がつておるのじやないかといふ。こういう問題の指摘のように思われたのでござります。魚価の上昇の傾向を見ますと、それぞれ魚礁を設けるとか、あるいは養殖をするとか等々の対策を講じておりますけれども、まだまだ十分ではない、たいへん低い状態だ。さられたく、かように申しましても、まだまだ都市の工業從業者に比べまして高いへん低い状態だ。さられたく、かのように思ひます。

お答えいたします。(拍手)

○國務大臣坂田英一君登壇

「國務大臣坂田英一君登壇」お答え申します。

ただいま総理から最も重要な点はお答えに相なりましたので、私はその他の点についてお答えいたします。

まず、輸入量についてであります。確かに銅料等の需要の増加等によつてだんだんふえまして、最近一割近くになつております。しかし、こ

れは全く補完的に考えておるのでございまして、もちろん、国内における漁業生産に重点を置くことは言うまでもございません。しかし、先ほど総理から言われたとおり、海況、漁況等によつて生産が左右されるわが國漁業は、他国とのそれと異なる点があることを明確な措置をとる、かように取り組んでいくつもりであります。

また、いろいろ黒いわざがあるといふような御指摘であります。両国間の関係を正常化し、また発展させていく上におきましても、かようないふわさのあることはまさに殘念であります。この種の事柄がないように、取引が公正正大であるように、一そく努力してまいりたいと存する次第でござります。

それから、水産物、特にいろいろな魚の種類が上がつておるし、生産者は、上がつておるから、ようやく少しはかり所得が上がつておるのじやないかといふ。こういう問題の指摘のように思われたのでござります。魚価の上昇の傾向を見ますと、それぞれ魚礁を設けるとか、あるいは養殖をするとか等々の対策を講じておりますけれども、まだまだ十分ではない、たいへん低い状態だ。さられたく、かのように思ひます。

そこで、かように申しましても、まだまだ都市の工業從業者に比べまして高いへん低い状態だ。さられたく、かのように思ひます。

ただいま総理から最も重要な点はお答えに相なりましたので、私はその他の点についてお答えいたします。

まず、輸入量についてであります。確かに銅料等の需要の増加等によつてだんだんふえまして、最近一割近くになつております。しかし、こ





て、私どもは、一般会計の収入は租税收入であり、負担のしかたに相違はあるといったしまして、國民のふところから出る点においては事業収入と同じであること、かりに郵便事業において独立採算制のたてまえをくすして一般会計よりの繰り入れを行なえば、必ずや他の公社事業等にも波及し、これらを含めた繰り入れ額はきわめて膨大なものとなり、國民の租税負担を著しく重くるものであること、また、他会計からの赤字補てんは、とかく經營を安易にし、企業努力を減退させること等の点から見まして、とるべきでないと考へるのであります。政府当局はいかにお考へか、郵政大臣並びに大藏大臣よりお答えを願いたいと思ひます。

次に、今後のサービスの改善についてお尋ねいたします。

今回の改正案においては、通常郵便物の種類体系の整備をはじめ、書留制度の改正、料金割引制度の新設など、各般にわたつて業務運用の効率化をはかるための改革措置がとられていて、事業運営の立場からすれば著しく合理化的前途を見ることになりますが、反面利用者側に対するサービスの改善という面においては、書き損じはがきの交換制度の新設、災害地向け小包郵便物の料金免除、書留郵便物の補償限度額の引き上げなど、一応きめのこまかい配慮がなされているものの、料金改定による負担の増大に対する見返りとしては、法文について見る限りでは必ずしも十分とは言ひがたいと思われる所以あります。政府は法定事項以外においてサービス改善について何らかの用意があるのであります。この間、郵便の送達が正確迅速に行なわることであります。

（拍手）

「國務大臣福田赳夫君登壇」

○國務大臣（福田赳夫君）お答えをいたします。

お話しのように最近郵政会計は非常に悪化しております。その悪化している原因を考えてみると、郵政会計事業の支出はおおむね人件費である。その人件費の増高が悪化の最大原因であります。そのことを考えますときに、今後郵政会計の赤字はだんだんとふえていく、しかも硬直性を持つておるわけあります。これに対してどうしても根本的な措置を考えなければならぬと思うのであります。借金でいく、これは根本的な解決になります。そうすると、一部で言われるようになっておるわけがあります。これに対してどうに、一般会計でこれを負担するか、あるいは料金の負担でいくか、この二つしか道はないと思うのであります。借金でいく、これは根本的な解決になりません。そうすると、一部で言われるようによくことは、これは国民全体の租税で負担するという問題であります。この破直した財政を開くことには、その日の夕方に出しました郵便は翌日相手方に届きますから、物の増加をかりますためにも、職場に着くようにいたしたい、こうした考え方で、航空機に搭載いたしますこと、託送をいたしますことによりまして送達速度の安定ということを

（拍手）

次にお尋ねの、またこの点にも関係するのであります。今後の事業の近代化構想、またサービスの改善という御指摘でございます。確かに、今後事業近代化構想につきましては、このたびの法案の中にもござりますように、種類体系を整備いたしたい。一種と五種とを寄せて、そして形を整えた。これはやがて機械化を導入し得る前提に相なるのであります。こうしたことによりまして提案いたしました次第でございます。

（拍手）

〔國務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○國務大臣（藤山愛一郎君）郵便料金の値上げにつきましては、十二月の九日に郵政審議会からの答申が郵政省に出来まして、私どもそれ以来郵政省とともに検討をいたしましたが、しかし、御承知のとおり、郵便料金は三十六年に若干の手直しを小部分いたしましたが、十四年間、今まで据え置きでござります。今後も、今日の経済発展の状況から見まして、必ずしも料金の収入が非常に多くなることは考えられません。したがつて赤字が累積することになりますので、これを今日ある程度料金の引き上げによりまして補てんいたしますことは、やむを得ないことだと思います。特に、先ほどお話をございましたように、郵便経費の中の七〇%が人件費でござります。これらのお話を将来とも見てまいります上においてもこの必要があろうと思ひます。しかし、

（拍手）

〔國務大臣郡祐一君登壇〕

○國務大臣（郡祐一君）第一には、郵便法改正の本来の趣旨といふお話をございます。おつしやるならば、この法改正を非難するであります。この法律が良法ととられるか、あるいは惡法ととられるかは、一にかかる業務運営の正常化ができるかいかにあるといつても過言ではない。この法律が良法ととられるか、あるいは惡法について、いかなる決意と方策をお持ちであります。昨年郵政審議会から近代化についての答申があり、昨年は料金の改定についても答申がございましたが、このたびの郵便法の改正が、收支の補てんをとおり、このたびの郵便法の改正が、收支の補てんをとおりまして、独立採算制のたてまえから、借り入れ等によりまして将来の利用者に御負担を残すこととあります。そこで、このたびの郵便は二割程度というようなことから、大企業は別といたしまして、一般家庭の御使

用になる郵便物は二割程度というようなことから、御負担をとどめます。そこで、このたびの郵便法の改正が、收支の補てんをとおりまして、独立採算制のたてまえから、借り入れ等によりまして将来の利用者に御負担を残すこととあります。そこで、このたびの郵便は二割程度というようなことから、大企業は別といたしまして、一般家庭の御使

ざいますから、したがって、私どもいたしました  
ても慎重に検討いたしました上、二八・八%の値  
上げを承認し、同時に、通信教育あるいは農産種  
苗、定期刊行物等につきましては、郵政審議会の  
答申よりもこれを低目に抑えることにいたしました  
て、承認をいたしたわけであります。(拍手)

○副議長(園田直君) 栗原俊夫君。

(栗原俊夫君登壇) 栗原俊夫君。

○栗原俊夫君 私は、日本社会党を代表いたしま  
して、ただいま郵政大臣から趣旨説明のありま  
した郵便法の一部を改正する法律案に対し、総理大  
臣並びに関係大臣に若干の質問をいたしたいと思  
います。(拍手)

本法律案は、全国民が物価高に悩んでおる中  
に、政府が鉄道運賃の値上げについて放つ公共料  
金値上げ第二弾として、国民が非常に重大関心を  
持つておる法律であります。

総理大臣は、その施政方針演説において、不況  
の克服、物価の安定を最優先として、来年度の政  
策目標においても、物価安定を最重要項目とする  
旨を言明されております。最近における政府の施  
策を見ますと、これまで行なつた政府の物価対策  
はまことに実効があがつております。いわゆる  
から念仏に終わっております。はたして政府に物  
価安定のための意欲があるのか、熱意があるの  
か、国民党は深い疑いの眼を向けておるわけで  
あります。(拍手)

去る一月二十八日発表の総理府統計局の計数に  
よりますと、昨年の全市消費物価指数は、前  
年の上昇率三・八%を大幅に上回つて七・六%と  
いう、過去十カ年間の最高の値上がり率を示して  
おります。これが佐藤内閣の物価安定を内容とす  
るという物価対策の正体であり、実績であるとい  
わなければなりません。

佐藤内閣は、このよくな物価上昇に拍車をかけ  
るよう、本年一月一日、消費者米価の値上げを  
行ないました。続いて私鉄運賃の値上げ、さらに  
国鉄運賃の値上げの強行、健康保険料、これを  
一般物価の値上がりを呼び、今後の物価をますます  
騰貴の一途に追い込むことは間違ひございません。  
政府は、今回の郵便料金の値上げについて、郵  
便料金は家計総支出の中でわずか〇・一四%を占  
めるにすぎない、したがつて、今回の値上げのご  
ときも、家計に及ぼす影響はとるに足らないもの  
だ、こういうことを言つておるようであります  
が、冗談も休み休み言つてもらいたい。(拍手)  
政府は、台所を預かる家庭の主婦が野菜ものの一  
円、二円の上げ下げにも一喜一憂しておる、こう  
した国民大衆の生活の実態を全く知つておりませ  
ん。世間では言う。役人は毎日ゴルフに打ち興  
じ、夜は美酒に酔いしれて、国民大衆不在の政治  
を推し進めておる、こう非難されても、おそらく  
弁解の余地がないといふ状態であろうと思うので  
あります。(拍手)

物価の安定といふ問題は、当面国民生活にとつ  
て最大の課題であります。政府は、四十一年度の  
消費者物価の上昇を五・五%程度にとどめ、ま  
た、三ヵ年以内に三%程度に落ちつかせたい意向  
を明らかにしております。一方において、みずか  
ら一連の公共料金の値上げを策しながら、他方に  
おいては物価の鎮静を国民に説くということは、  
矛盾撞着もはなはだしい、全く欺瞞政治といわな  
ければなりません。(拍手)政府の手によつて完全  
に抑制できる立場にある公共料金をみずから引き  
上げながら、どうして一般物価を抑制することができるのか。この問題を具体的に、かつ、国民にわかるように、納得のいくような説明を、総理大臣  
及び経済企画庁長官に要求いたします。

また、経済企画庁長官に対する法律案の趣旨説明  
についてあります。これは不動の鉄則

演説において表明された公共料金値上げに関する  
の反省について、具体的な内容をもつて国民に説  
明をしていただきたい、このように思います。  
現在、郵便事業の經營について、相当な困難が  
生じてゐることは、国民たれもが承知しておると  
ころであります。四十年度の予算において、異例  
の赤字を計上している事実等にかんがみて、事  
業のあり方にについては抜本的な改善の必要がある  
と認められてゐるのであります。わが党は、郵便  
事業經營の根本的改革について、従来からしばし  
ば独立採算制の再検討の必要なことを力説してま  
いました。事業の現状はその必要を一そく痛感  
させるものがあります。

現在郵便事業においては、新聞等の定期刊行物  
を内容とする第三種郵便物や、通信教育の教材、  
農産種苗等を内容とする第四種郵便物の料金が採  
算を割つて設定され、これらによるいわゆる公  
共負担ともいべき赤字が年間約六十億円に達して  
おります。これは四十年度予算の不足額五十六億  
円を上回つておる、こうした現象等について郵政大臣及  
び大蔵大臣の答弁を求めるものであります。

今回の改正案では、独立採算制のたてまえを踏  
襲して、六十億円に近い第三種、四種の赤字を第  
一種、二種の収入で補てんする仕組みとしており  
ますが、さきにも述べました、物価に対する影響  
や赤字の出てくる性質等にかんがみて、この際一  
般会計からの繰り入れによつて値上げを回避すべ  
きではないか、こう考へるのであります。政府  
は物価抑制を重点とするのか、郵便独立採算制を  
重しとするのか、どつちなのか、改正案撤回の意  
思はないか、こうした問題等について郵政大臣及  
び大蔵大臣の答弁を求めるものであります。

また、値上げを回避する当面の方法として、郵  
政省の所管する郵便貯金特別会計の剩余金約三百  
億円を使用する方法はないだろか。あるいはま  
た、郵政省の手で集められている郵便金の資金  
を効率的に運用し、その増収分をもつて郵便事業  
の経営改善に資することは考えられないか。かり  
に一分の利回りの向上をはかつたとしても、二百  
六十億円程度の増収を期待できるはずであります。  
これらについても両大臣の答弁をお願いいた  
します。

次に、郵政大臣にお尋ねいたします。

今回の郵便料金値上げについては、昨年十二月  
九日の郵政審議会の答申に基づいて策定されたも  
のとされておりますが、この答申に先立つて、郵  
政大臣は、同年十一月二十七日の経済政策会議に  
おいて発言し、五ヵ年間の收支見通しに立つて本  
年四月から郵便料金を三六・八%引き上げる案を  
提案しており、また、総理大臣は、この提案につ  
いて実施期日を七月一日とし、値上げ率について

は上げ幅を極力抑えるべき旨の裁断を行なつたと報せられております。一方においては事業財政の改善方策を諮問しながら、他方ではその答申も待たず確定的な引き上げ率を算定し、また実施期日を指定するがときは、同審議会を全く無視した仕打ちであるといふばかりでなく、国民を瞞着したきわめて非民主的なやり方といわざるを得ません。(拍手)さきの消費者米価決定の場合もしかり。また、国鉄運賃においても同様であつて、諸機関を有名無実に追い込む佐藤内閣独善政治の姿であります。

しかも、答申内容の取り扱いについても少なからぬ疑義があるのであります。すなわち、審議会の答申は、たとえば第三種郵便物について、一般利用者に負担をかけないためにも、限界費用に近づく額をもつてその料金とすることが適当だとして、低料扱いの基準額を一円から五円に引き上げるべきであるとしているにもかかわらず、今回の政府案ではこれが三円となつていて、限界費用に近いものとすべきという審議会の意思是、第三種の料金のすべてにわたつてほとんど顧みられていないのであります。限界費用の点から見ますと、現在低料扱い以外の第三種郵便物の単位原価は十四円四十六銭、単位収入は八円三銭で、差し引き二円四十三銭の赤字となつております。この種の第三種郵便物は、年間約二億余の取り扱いがありますから、この取り扱いのために年間約五億円の赤字を生じております。また、低料扱いの第三種郵便物の単位原価は八円五十八銭、単位収入は二円二銭で、差し引き六円五十六銭の赤字であり、その年間取り扱いは約八億でありますので、この取り扱いのために年間約五十二億円の赤字が生じております。以上、赤字を合計すれば約五十七億円となり、今回の料金値上げを見込んで、なおかつ約四十数億円の赤字は残存するわけであります。この赤字は、当然他の郵便利用者が負担することとなります。このような事情にあるにもかかわらず、審議会の改定案を取り入れなかつたこと

は理解に苦しむばかりでなく、このことは、政策的料金について一般利用者に過大な負担をしいるべきではないとする答申の中心的な考え方を否定したものとして、とうてい納得することができます。前にも述べたように、政策料金については審議会の答申とわが党は別個の見解を持つておるものであります。しかし、このたびの政府の答申案の処理のしかたは、佐藤内閣の独善的な性格のあらわれとして見のがすことができません。以上の諸点について、総理大臣及び郵政大臣はどういうふうに考えておられるか。特に諮問機関に対する考え方、答申の取り扱い方等について、政府の基本的な態度を御説明願いたいのであります。

次に、今回の郵便料金の値上げについては、全く安易に企図されたものであるという印象が強いのであります。さきにも述べましたように、国民生活に重大な影響を及ぼす国営独占事業の料金値上げはあくまで慎重であるべきで、これが回避のためには最大の努力をつくすべきであることは言ふまでもありません。しかるに、今回の値上げ案の経緯を見ましても、事業運営の能率化、経営の合理化等について真剣な努力のあとが少しも見られないのです。最近における事業の実情を見ても、窓口機関の配置や管理機構のあり方などについて相当に改善の余地があると認められておりにもかかわらず、これらに対する改善は一向に行なわれておりません。たとえば、窓口機関の設置を見ても、経営上矛盾の多い現行制度の低い地域に配置されておるという実情であります。また、小局管理機能についても、集約によつて経費の節約をはかることが可能と見られるのであります。

今回政府から提案された郵便法の改正案を通覧いたしますと、料金について全面的に値上げがなつております。物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。政府が翻意して、本案を撤回されることになります。郵政大臣はかかる決意をお持ち合ふこと考えます。郵便法改正案の成立を願うならば、この際郵便送達時の標準を設定し、その完全実施を国民に公約し、国民に協力を求めるという決意が必要です。このたえます。郵便法改正案の成立を願うならば、この際郵便送達時の標準を設定し、その完全実施を国民に公約し、国民に協力を求めるという決意が必要です。

以上、政府提出の郵便法の一部を改正する法律案について、数点にわたり政府の見解を求めてまことに答弁を願いたいのであります。この内閣の本年の課題、私どもに課せられた課題は、物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。政府が翻意して、本案を撤回されることになります。郵便法改正案の成立を願うならば、この際郵便送達時の標準を設定し、その完全実施を国民に公約し、国民に協力を求めるという決意が必要です。

第一に、独立採算制の再検討ということをおつしやいました。独立採算制をはたしてとつておるが、これは、特別会計法の第一条を見ましても、

新設するなど、実質的に郵便の利用条件の低下をもたらす改定が行なわれることになつておるにかかります。前にも述べたように、公共料金については、もちろん、公共料金は、国民の消費者物価に及ぼす観点から、これを軽視してはなりません。したがいまして、公共料金の引き上げ等につきましては、できるだけその値幅を小さくする、同時にその時期等につきましても考慮を払つておるのであります。しかし、このたびの政府の答申案の処理のしかたは、佐藤内閣の独善的な性格のあらわれとして見のがすことができません。

以上の諸点について、総理大臣及び郵政大臣はどういうふうに考えておられるか。特に諮問機関に対する考え方、答申の取り扱い方等について、政府の基本的な態度を御説明願いたいのであります。

次に、今回の郵便料金の値上げについては、全く安易に企図されたものであるという印象が強いのであります。さきにも述べましたように、国民生活に重大な影響を及ぼす国営独占事業の料金値上げはあくまで慎重であるべきで、これが回避のためには最大の努力をつくすべきであることは言ふまでもありません。しかるに、今回の値上げ案の経緯を見ましても、事業運営の能率化、経営の合理化等について真剣な努力のあとが少しも見られないのです。最近における事業の実情を見ても、窓口機関の配置や管理機構のあり方などについて相当に改善の余地があると認められておりにもかかわらず、これらに対する改善は一向に行なわれておりません。たとえば、窓口機関の設置を見ても、経営上矛盾の多い現行制度の低い地域に配置されておるという実情であります。また、小局管理機能についても、集約によつて経費の節約をはかることが可能と見られるのであります。

今回政府から提案された郵便法の改正案を通覧いたしますと、料金について全面的に値上げがなつております。物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。したがいまして、ただいま問題に

いたしました。物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。したがいまして、ただいま問題に

いたしました。物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。したがいまして、ただいま問題に

いたしました。物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。したがいまして、ただいま問題に

いたしました。物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。したがいまして、ただいま問題に

いたしました。物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。したがいまして、ただいま問題に

いたしました。物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。したがいまして、ただいま問題に

いたしました。物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。したがいまして、ただいま問題に

いたしました。物価を安定させることと、同時に不況を克服することになります。これを機会あるごとに説いてまいりました。したがいまして、ただいま問題に

企業的に経営いたるものであるということをいいます。したがいまして、総括原価主義で価格をきめてまいる。そないたしますると、第三種郵便物等について社会的意義から若干低位に押さえたすといふことは、総括原価主義からいうて当然なことだと思います。

また、郵便貯金会計からの剩余金を使用できぬのかといふようなお話をございました。郵便貯金会計は、申すまでもなく、国民の貯金による資金を安全に運用いたしまして、預金者に利益を還元いたさなければならぬものであります。そなだといたしまするならば、現在考えておりまする窓口の機械化とか、その他各般の預金者への御便宜は供与いたさなければ相なりませんけれども、現に剩余金はございますが、しかしながら、現地の經營費の増加等から見まして、必ずしも私はいまのようないざやが得られるかどうか疑問だと思ひます。そなだいたしまするならば、郵便貯金会計からの繰り入れといふことは無理であり、また、御指摘のございました預託利率を引き上げられないかというお話をございましたが、現在六分五厘の預託利率でございまするから、現在の金利全体から申しまして、七分五厘にいたすといふことは、私はこれは無理なことだろうと考えてあります。

第二に、諸問の点がございました。この点は、おつしやいますように、十二月に答申を受けまして、十一月の末に大体の料金の改定のことをきめたのでありますするが、この場合には、すでに十数回審議会は特別委員会を開きましたし、料金の改定をせざるを得ないという報告を受けておりまして、よく審議会の意向に沿うてい立しておるのでござります。したがいまして、近代化の点については一昨年の答申を、料金の点につきましては十分折衝をいたして昨年の審議会の答申を尊重しておる次第でございます。したがいまして、答申を尊重しながら、でき得る限り低位に押えた、こう

した点を御了解いただきたいと思うのであります。

次に、値上げ案決定をいたしましたが、さらに合理化なり改善についてくふうはないかといふお話をござります。結局、一番くふういたしますことは、やはり送達速度を安定するということだと思います。しかし、私は、大都市間には翌日配達は可能だと思いますけれども、これはやはり、年度を追うてすべての設備を充実してまいって、そうして送達速度の安定をして国民の御期待に沿う、こうでなければ相ならぬと思います。そのため、本年度もすでに、先ほども航空機、自動車等の利用を申し上げました。しかし、こうしたことさら充実してることによって送達速度の安定をはかり得ると思います。

御指摘の小局の管理機構につきましては、現在のままで私もよろしいとは思つております。小局の管理機構については種々検討をいたしたほうがよろしいと思いますが、特定局、簡易局の増置につきましては、本年いたしましてようやうな数を将来も増置する必要はないと思います。しかしながら、本年の特定局、簡易局の増置は、これは、要望のまことに強い、また、まことに国民に対しうべて不便な点を改めるということであります。

そのようにいたしまして、最後にお話しになりました送達の安定の問題でござりまするが、これは何と申しましても独占事業の生命でありますから、要員、物的の設備を十分確保いたしてまいりたいと思います。そして、国民の十分な御理解によりまして郵便事業を完全に遂行いたす所存でございます。したがって、撤回する等の考へは全然ございません。(拍手)

〔國務大臣藤山愛一郎君登壇〕

○國務大臣(藤山愛一郎君) 私に対する御質問は、第一問が、物価を抑えられるかということ、第二問が、經濟演説における反省といふのはどういふことが、こういうことでございますが、逆に御答弁していくたほうがおわかりいただけると思

いますので、そういうふうにいたしますから、御了承願いたいと思います。

經濟演説におきまして私が反省しておると申したのは、今日經濟が非常な不況であつて、しかもその不況下におきまして物価が高い。そうして、その物価の高い中においてわれわれは公共料金を上げざるを得ないような事態になつた。この事態に対するは、われわれやはり反省をして、どういうわけでこういう事態が起つたかと、ということを考えいかなければならぬと思います。物価というものは、決して原因でなくて、政策の結果だと私は思います。

したがつて、過去にとられた政策について、どういう点からこういう問題が起つてきただかということを考え、将来再びこういうような事態を立ち起こさないように、できるだけわれわれは政策の上において十分な配慮をしてまいらなければならぬ、こういうことを私考えておるのでございます。したがつて、今後物価を安定させては、われわれは、長期間にわたつて私ども必要でありますことは、長期にわたつて私ども必要であります。したがつて、今後物価を構成させては、それがなることを考へておるのでございます。したがつて、今後物価を安定させては、将来も増置する必要はないと思ひます。

ながら、本年の特定局、簡易局の増置は、これは、要望のまことに強い、また、まことに国民に対しうべて不便な点を改めるということであります。そのようにいたしまして、最後にお話しになりました送達の安定の問題でござりまするが、これは、何と申しましても独占事業の生命でありますから、要員、物的の設備を十分確保いたしてまいりたいと思います。そして、国民の十分な御理解によりまして郵便事業を完全に遂行いたす所存でございます。したがって、撤回する等の考へは全然ございません。(拍手)

〔國務大臣福田赳天君登壇〕

題について十分な手を考え、そして今後あやまちのない經濟政策をやることによりまして、将来の物価安定をはかり、再び今日のような状態を政

○國務大臣(福田赳天君) お答え申し上げます。ただいま、郵便貯金の剩余金、また郵便貯金を高利回りに運用して、その余剰を今回の郵政事業特別会計の料率引き上げ停止のために使つたらど

うだ、こういうお話をあります。ただいま郵政大臣からお答えがあつたとおりです。郵便貯金は郵便局を窓口といたしておるものですから、

ちょっと混同を生じやすいのですが、郵便貯金と郵政事業とは全く別個の性格のものであります。

また、租税をもつてこれに充当すべしというお話をございますが、これにつきましては、先ほど金丸さんのお話にもお答え申し上げました。また郵政大臣からお話をあります。まあいろいろお考へをあります。あります。あります。あります。

郵便事業会計の収支が将来非常に暗い、しかもこれが人件費の重圧で非常に硬直化しておる。そういう状態を考へますときに、どうしても安定財源をえなければならぬ。一時の一般会計からの繰り入れでは、これは安定しないのです。そういう問題等々からきております。したがつて、これをかなり個々にシラミツボしに解決をしていかなければならぬという問題が政策の中であると思ひます。したがつて、いま直ちにこれを抑えるといふことは相当困難なことでございまして、ある方は、賃金をストップしたらいじやないか、あるいは、公定価格制度をつくつたらいいじやないかと言われますけれども、これらのは、私は、

ようなことを考へます。しかし、これは減税もしなければならぬ。ただいまお話をきいては、これは安定しないのです。そういうことをするとこの減税が減殺されてしまいます。したがつて、いま直ちにこれを抑えるといふことは、あるわけではありません。一方においては利

用者負担を願い、また、他方におきましては大幅な減税をして国民の負担を軽減する、かような考え方のほうが適切である。かように考へた次第でございます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(園田直君) 内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。自治大臣永山

忠則君。

〔國務大臣永山忠則君登壇〕

○國務大臣(永山忠則君) 地方税法の一部を改正する法律案について、その趣旨と内容の概略を御説明申し上げます。

明年度の地方税制の改正にあたりましては、住民負担の現状と地方財政の実情などを考慮して、個人の住民税、個人の事業税等について軽減するとともに、固定資産税及び都市計画税の負担の調整等をはかるを中心として、所要の改正を行なうこととしたのであります。

次に、以下順を追つて、その概要について御説明申し上げます。

第一は、道府県民税及び市町村民税についてであります。

まず、所得割りにつきましては、基礎控除及び扶養控除をそれぞれ一万円、専従者控除を青色申告者につき二万円、白色申告者につき一万円引き上げるとともに、配偶者控除を創設して八万円の控除を行なうことといたしました。これに伴い、道府県民税所得割りの税額控除の特例は廢止することとしております。

次に、法人税割りにつきましては、法人税の税率の引き下げによる減収を回避するため、税率を調整することといたしました。

第二は、事業税についてであります。

個人の事業税につきましては、事業主控除を一萬円、専従者控除を青色申告者につき二万円、白色申告者につき一万円引き上げることといたしました。

第三は、娯楽施設利用税についてであります。ゴルフ場の標準税率を六百円に引き上げるとともに、その税收入額の六分の一をゴルフ場所在市町村に交付することといたしました。

第四は、料理飲食等消費税についてであります。

免稅点を二割引き上げるとともに、旅館及び飲食店その他これに類する場所の一定の奉仕料は、課税標準から控除することとしたしました。

第五は、固定資産税についてであります。土地に対する税負担の均衡化を漸進的に確保するため、宅地等については昭和四十一年度から所要の調整措置を講ずることといたし、農地については現行の据え置き措置を当分の間延長することといたしました。

また、土地の免稅点を引き上げるほか、土地にかかる昭和四十二年度の固定資産税の評価については、原則として昭和三十九年度の価格に据え置くことといたしました。

第六は、都市計画税についてであります。都市開発の促進に資するため、宅地等については、昭和四十一年度から三年度間所要の調整措置を講ずることといたし、農地については、現行の据え置き措置を当分の間延長することといたしました。

以上のはか、不動産取得税、鉱区税、電気ガス税等について軽減合理化をはかるとともに、所要の規定の整備を行なつております。

以上のほか、法人税割りの税額控除をはかるとともに、所要の規定期の改正に伴い、昭和四十一年度におきましては二百五十七億円の減収となり、平年におきましては五百十五億円の減収となるのであります。

以上が、地方税法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

○副議長(園田直君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。重盛寿治君。

〔重盛寿治君登壇〕

○重盛寿治君 私は、日本社会党を代表して、ただいま政府が提案をしました地方税法の一部改正

案について、若干の質問を行ない、あわせて今日の地方財政の危機について、政府は一体いかなる施策を持つてこの危機を開闢せんとしておるの

ものであります。(拍手)

四十一年度の税制改正の特徴を見ますれば、第

一に、七千三百億円の国債を含む合計二兆円をこ

と、三十年当時は、農村地域の県や市町村ほど赤字が深刻であった。現在は、東京都をはじめ大都

市及び人口二十万以上の都市ほど深刻な赤字に悩まされ、次第に中小市町村に波及しているのであ

ります。特に、從来から政府、大蔵省によつて富裕団体とみなされてきた東京都の場合について見ますと、三十九年度普通会計の赤字は約百三億円に及び、これは同年度の都道府県全体の赤字額の

おもと、まさに六兆ではありませんか。三十二年度

に、わずかに六兆ではありませんか。三十二年度

のいわゆる一千億減税のときこれが八兆であった

と、この減税額を改正前の税収総額と比較する

と、大幅減税であると自画自賛をしておるのである

が、この減税額は、国税は平年度三千六十九億円、初

年度二千五十八億円、地方税は平年度五百十五億

円、初年度二百五十七億円で、国債発行に基づく

減税規模は、国税は平年度三千六十九億円、初

年度二千五十八億円で、国債発行に基づく

四十年度においては、深刻な不況の影響を受けて重大な歳入欠陥を生ずるに至つてしまふことは明白であります。もしも放置するならば、地方自治そのものが危険な状態に立ち至つてしまふことは明白であります。しかも、現在の地方財政の危機を、昭和二十一年、三十年をピークとする財政危機と比較する

と、三十年当時は、農村地域の県や市町村ほど赤

字が深刻であった。現在は、東京都をはじめ大都

市及び人口二十万以上の都市ほど深刻な赤字に悩

まされ、次第に中小市町村に波及しているのであ

ります。特に、從来から政府、大蔵省によつて富

裕団体とみなされてきた東京都の場合について見

ますと、三十九年度普通会計の赤字は約百三億円

に及び、これは同年度の都道府県全体の赤字額の

おもと、まさに六兆ではありませんか。いま

や東京都は富裕都市ではございません。

第二は、水道、交通などの地方公営企業と国民

健康保険事業などの特別会計の赤字が非常に深刻

になつておることであります。一休、政府は、こ

のよろんな地方財政の赤字の原因について、どのよ

うに理解され、みずから政治責任について、い

かなる認識をお持ちになつておられるのか、佐藤

総理並びに永山自治大臣の所見をお聞きしたいの

であります。

これと関連して、この際伺つておきたいのは、

いままで指摘しまりました地方財政危機に

対する政府の打開策の内容についてであります。

予算委員会等における自治省の説明によると、歳

入歳出、差し引き二千七百八十億円の財政不足が

指摘されておるのであります。この財政不足をカ

バーするために、自治省は、まず地方交付税を當

初は五・九%引き上げるべく主張したが、結果

は、妥協して二・五%、すなわち五百八十六億、

四十二年度からたばこ消費税の税率四・四%アッ

プを含みとする臨時特例交付金新設により四百十

四億、地方債二千八百九十五億円、四十年度に比

べ七七・六%増という地方債、特別事業債の大増

發等をやつて、それでもなおかつ、非常な不足を

來たすので、さらに固定資産税と都市計画税の増

徵で百億、超過負担の一部は正の二百五十億、経費節約で百五十億を浮かすという方向を出しておきたいのは、第一に、四十一年度の地方債計画を見ると、四十年度当初四千八百四十九億に対し、四十一年度六千七百五億という巨額な地方債が発行されることになるのであります。が、そこで、私はお聞かせをしていくこの政府のやり方は、地方財政が将来大きな禍根を残すものといわなければならぬのであります。

第二に、一千二百八十億円の地方特別事業債は、政府資金五百億、公募債七百八十億となつておるが、この公募債の市中消化化は、国債と競合して、一体どうなる。地方自治体は、事業を切り捨てるか、あるいは「その赤字に追い込まれることになると」と思うが、これに対する政府の見解はどうなうるか。永山自治大臣並びに永山自治大臣の答弁をお願いいたします。

第三は、今まで政府がとつてきたところの方税財政の基本的な姿勢についてであります。先般の予算委員会でわが党が追及いたしましたように、政府は、国民に対する約束を破つて、固定資産税の増徴をはからうとしています。これは、相次ぐ物価高騰の中で住民への負担を「そう増大させようとする住民収奪の方向であり、全く国民を欺瞞したものといわなければなりません。この方向は、水道、交通などに対する政府の対策の中で、さらに露骨に示されておるのであります。政府の地方公営企業再建措置は、あくまでも独立採算制を維持し、料金値上げ等住民負担の増大と、

寄せをしていくこの政府のやり方は、地方財政がますます借金に依存せざるを得ない結果を招き、将来大きな禍根を残すものといわなければならぬのであります。

第三に、一千二百八十億円の地方特別事業債は、政府資金五百億、公募債七百八十億となつておるが、この公募債の市中消化化は、国債と競合して、一体どうなる。地方自治体は、事業を切り捨てるか、あるいは「その赤字に追い込まれることになると」と思うが、これに対する政府の見解はどうなうるか。永山自治大臣並びに永山自治大臣の答弁をお願いいたします。

第四に、自治省のいう百五十億円の経費節減の中身は何であるかということであります。從来の政府のやり方から見ますならば、経費節減に名をかりて、地方自治体に働く職員の賃金、特に旅費であるとか、超過勤務手当であるとかの削減をやる、期末手当の削減をやる、いわゆる労働条件の切り下げを行なうよう地方自治体に強制するのが慣例であります。地方自治体に対する十分な財源の措置をせずにこのようない対策をとることは、いたずらに住民と労働者へのしわ寄せを強めることになると考えませんか。経費節減に名をかりて労働条件の改悪はやらないと確約できますか。總理並びに自治大臣の責任ある答弁をお願いをしたいのであります。

第五は、地方税法の改正の基本方向についてであります。すでに述べてきましたように、税制の改正は、国民福祉の向上、租税負担の軽減といふ方向でなされなければなりません。特に地方税法の改正にあたっては、今日の地方財政の赤字を招來した政府の責任を反省し、住民福祉の向上と地

労働者を犠牲にした企業合理化の徹底によって、財政危機を乗り越えようとしておるではあります。四十年度の対策を見ても、再建債二百億円、そのうち六分五厘をとえる分についての利子補給費わずかに一億五千万円を計上しておるにすぎません。しかも、その見返りとして、料金値上げと労働者に対するきびしい合理化を押しつけようとしているなど、一体どこに公共性の姿があらわれておるのであります。

政府は、この地方財政悪化の原因を直視し、みずからの責任を痛感し、地方税財政対策の大転換をはかる決意があるかどうか。特に地方公営企業の再建について、かねてわが党が主張してきた政策を受け入れて、抜本的な施策を講すべきであります。大蔵大臣、永山自治大臣の所信を伺いたいのであります。

第四に、自治省のいう百五十億円の経費節減の中身は何であるかということであります。從来の政府のやり方から見ますならば、経費節減に名をかりて、地方自治体に働く職員の賃金、特に旅費であるとか、超過勤務手当であるとかの削減をやる、期末手当の削減をやる、いわゆる労働条件の切り下げを行なうよう地方自治体に強制するのが慣例であります。地方自治体に対する十分な財源の措置をせずにこのようない対策をとることは、いたずらに住民と労働者へのしわ寄せを強めることになると考えませんか。経費節減に名をかりて労働条件の改悪はやらないと確約できますか。總理並びに自治大臣の責任ある答弁をお願いをしたいのであります。

第五は、地方税法の改正の基本方向についてであります。すでに述べてきましたように、税制の改正は、国民福祉の向上、租税負担の軽減といふ方向でなされなければなりません。特に地方税法の改正にあたっては、今日の地方財政の赤字を招來した政府の責任を反省し、住民福祉の向上と地

しかし、この改正案は、その態度のあらわれがどこにも出ていません。私は、少なくとも次の諸点がこの改正案の内容に盛り込まれなければならぬと思います。

第一は、地方自主財源を充実するために、国税と地方税の配分割合をこの際思切つて五対五にすべきであります。すなわち所得税、法人税の一部、たばこ消費税等の税率引き上げによる地方移譲、揮発油税の移譲、地方道路譲与税の市町村配分、ゴルフ税の増税など、行政事務の再配分のもとで國税、地方税を通じる税制改革が必要であります。

第二は、大衆負担の軽減と大企業に対する特權的減免措置の改廃による地方税負担の公正化が必須であります。住民税、事業税、固定資産税、電気ガス税、料理飲食等消費税などについて、勤労者、農漁民、中小企業に対する減税を行ない、あわせて固定資産税及び電気ガス税の大企業向けの特別措置を改廃すべきであります。また、住民の税外負担の解消をはかることも考えなければなりません。

第三は、地域格差を是正し、財政需要の実態に即応する税財源の付与を行なうべきであります。農漁業を主体とする自治体、産業地の自治体など大に対しても、これをまことに、地方税負担をはかるとともに、地方交付税配分基準を改めてるべきであります。また、地方交付税の傾斜配分を行なうべきであります。

第四は、国と地方の間の行政事務の再配分と、以上の点について、政府はこれを施策として実行に移す意思があるかないか、佐藤總理、福田大蔵大臣、永山自治大臣の答弁を承りたいのであります。

業等の現状におきましては、それぞれがみんな苦しい立場にあるようございます。しかし、私は大局的にこれを見まして、やはり独立採算制でこれらの事業が健全な運営をはかるべきだ、かように私は基本的には考えております。この点をお答えいたしておきます。

【國務大臣永山忠則君登壇】

○國務大臣(永山忠則君) 大都市の財政も交付団体になりましたことはお説のとおりでございますので、交付税率の引き上げ等も、その観点から強力にこれが引き上げを進めたような次第でござります。

官報(号外)

なお、たゞこの消費税を売り上げ本数に案分してこれを一般財源に恒久化しようといふことも、都市財政の確立のために努力をいたしております。

また、起債のワクに対しましては、旧来、公共事業で申しますれば四〇%ぐらいでございましたが、今度は九〇%から九五%ぐらいに引き上げております。教育関係もしかりでございまして、都市財政の確立のために力を入れねばならぬと考えておる次第でござります。

なお、地方財政が巨額の借金で行き詰まるのではないかといふように言われておるのでございませんけれども、その借金の倍率からいえば心配するほどのものではございませんし、さらに、この借金は地方開発、また都市開発、さらには農漁山村、中小商業者の力の育成強化に充てられるのでござりますから、地方の経済力がよくなると考えますので、将来におきましては、この借金は再生産を見まして地方財政をむしろ安定せしめるものであると考えるのでござります。

なお、この特別債の千二百億に対しましては、将来、政府がこれに対しまして財政的措置を考えることを考えられておるのでございます。

さらに、公募債等市中消化の問題につきまして

は、政府と地方は一体觀に立ちまして、地方の財務部あるいは財務局、あるいは日銀の支店、金融関係並びに地方団体が協議会をつくって、そうしてこれが消化に万全を期する体制をとつておるのあります。しかも、これは早期にこれが実現を來たすべく、いまそれらの準備を進めておりまして、さらに、地方連絡協議会においても、これが消化方について努力をいたしておるような次第でございます。

(拍手)

○國務大臣(永山忠則君登壇)

○國務大臣(永山忠則君登壇)

固定資産税の問題は、負担均衡の調整を日途とするものでございまして、さらに、都市計画税につきましては、都市の再開発に資するための税源措置としていたしておるのでござります。

また、公營企業の関係につきましては、その公益性と受益者負担と、さらに経営の合理化の三者を統合運営いたしまして、健全なる経営をするといふ目途でございまして、断じて首切につながるものではない、經營がよくなることによつてますます労働者の地位は向上いたすものであると確信を持つておる次第でござります。(拍手)

さらに、経費の節減が五%になつておるのでござりますが、國も五%節減をいたしておるのでござります。

地方がその財政を建て直そらとするならば、まず第一に、その主導者である、理事者である者が中心となりましてそつとして合理化を推進し、効率化をはかるといふことは、何といつても、この地方財政確立の政治的姿勢でござります。

(拍手)これをやることによりまして、安定したる地方財政が確立するものであると私は信じておる

ような次第でござります。

さらにまた、地方の関係では、傾斜配分については格段の措置をいたす、あるいは邊境債等これらを拡大いたすのみならず、人口が激減いたす点につきましては、激減緩和の措置をとりまして、そうして地方財政の安定をはかることに全力をあげておるような次第でござります。

さらにもう根本的に地方財政を確立するといふことはお説のとおりでござりますので、事務の

再配分並行いたしまして、補助金の合理化、調整をいたしまして、そして地方に財源の再配分をいたしまして、地方財政の確立に対しましては、決してこれが消化されることはございません。

(拍手)

○國務大臣(福田赳夫君登壇)

○國務大臣(福田赳夫君登壇)

まず第一が、四十一年度の地方起債の総額が一千七百七億円で、これは過大ではないかといふことでございますが、昭和四十年度の当初予算に比べまして、七千五百四百六十億億あります。つまり、それに対しましてわずかに千二百五十億円の増額である。国は、昭和四十年度の当初予算に比べまして、七千三百億円の公債を発行する、こういうことになります。そうすると、それとの関連といふことを考えますと、地方でも相当の起債が行なわれるべきことになりますが、先ほど自治大臣からお話をされましたように、中央におきましても特別措置を講じ、起債によるところとなるべく抑制するといふふうにいたしたわけですが、しかし、わずかに千二百五十億円の増加である。この経済情勢におきまして、そろそろもうような措置にとどまりますこと、これが蔓延するといふことはございません。

さらに、中央におきましても特別措置を講じ、起債によるところとなるべく抑制するといふふうにいたしたわけですが、しかし、わずかに千二百五十億円の増加である。この経済情勢におきまして、そろそろもうような措置にとどまりますこと、これが蔓延するといふことはございません。

(拍手)これをやることによりまして、起債額は七%に相当いたしましたように、中央におきましても特別措置を講じ、起債によるところとなるべく抑制するといふふうにいたしたわけですが、しかし、わずかに千二百五十億円の増加である。この経済情勢におきまして、そろそろもうような措置にとどまりますこと、これが蔓延するといふことはございません。

○副議長(園田直君) 門司亮君。

【門司亮君登壇】

○門司亮君 門司亮君。

私は、民社党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました地方税法の一部を改正する法律案の内容その他について、總理並びに主として大蔵大臣にお伺いをしたいのです。

最初に總理にお伺いをしておきたいと思いまことは、總理は、かつてこの演壇から、國の政

治と地方の政治とは車の両輪のごときであるといふことを言われたことを御記憶だと思います。

これが両輪のようにならざるところについては、政治でありますから、それを裏づける行政に対する財政の処置が十分でないと、両輪のようにならざる事がない。國は、御承知のように、本年度は七

化しなければならぬという立場にあるわけですが、預金の伸びの状況もきわめて順調でありますので、地方債の消化につきましては、決してこれが消化に万全を期する体制をとつておるのではありません。しかも、これは早期にこれが実現を來たすべく、いまそれらの準備を進めておりまして、さらに、地方連絡協議会においても、これが消化方について努力をいたしておるようないふことを申立てます。しかし、その最大の原因是、今日の經濟不況であります。

(拍手)

社会党のお示しになりました諸案件に対してもは、十分将来検討をさしていただきたいと考えるが爲めに、今後も一段と努力をいたす考えでござります。

(拍手)

○國務大臣(福田赳夫君登壇)

まず第一が、四十一年度の地方起債の総額が一千七百七億円で、これは過大ではないかといふことでございますが、昭和四十年度の当初予算に比べまして、七千五百四百六十億億あります。つまり、それに対しましてわずかに千二百五十億円の増額である。国は、昭和四十年度の当初予算に比べまして、七千三百億円の公債を発行する、こういうことになります。そうすると、それとの関連といふことを考えますと、地方でも相当の起債が行なわれるべきことになりますが、先ほど自治大臣からお話をされましたように、中央におきましても特別措置を講じ、起債によるところとなるべく抑制するといふふうにいたしたわけですが、しかし、わずかに千二百五十億円の増加である。この経済情勢におきまして、そろそろもうような措置にとどまりますこと、これが蔓延するといふことはございません。

さらに、中央におきましても特別措置を講じ、起債によるところとなるべく抑制するといふふうにいたしたわけですが、しかし、わずかに千二百五十億円の増加である。この経済情勢におきまして、そろそろもうのような措置にとどまりますこと、これが蔓延するといふことはございません。

(拍手)

○副議長(園田直君) 門司亮君。

【門司亮君登壇】

私は、民社党を代表いたしまして、

ただいま趣旨説明のありました地方税法の一部を改正する法律案の内容その他について、總理並びに主として大蔵大臣にお伺いをしたいのです。

最初に總理にお伺いをしておきたいと思いま

ことは、總理は、かつてこの演壇から、國の政

治と地方の政治とは車の両輪のごときであるとい

ふことを言われたことを御記憶だと思います。

これが両輪のようにならざるところについては、政

治でありますから、それを裏づける行政に對す

る財政の処置が十分でないと、両輪のようになら

ざる事がない。國は、御承知のように、本年度は七

一千三百億の借金をされて非常に窮屈のように見えますが、総体の予算の約八〇%は税金でまかなわれておることは御承知のことと思ひます。地方は、これとほとんど同じような四兆一千億の予算ではございますが、その中で、地方税でまかなつておりますものは、わずかに三八%であります。これでどうして車の両輪のように動くかというこどである。ことに、この一兆五千七百四十一億といふ地方税の総額と、給与その他の関係費と、同時に公債費を合わせてまいりますと、どういう数字になるかといふと、給与の総額が一兆四千六百七十九億、ことし払わなければならぬ借金の元利の合計は千七百七十六億であります。これを加えますと、税金全部を集めましても、六百九十四億といふ、約七百億の赤字が出来るのであります。これで一体どうして車の両輪のようにやつてかかるかということである。私は、ほんとうに總理が車の両輪のようだというお考えがあるならば、この辺をどういうふうに是正されようとするのか、まずそのことを具体的にひとつお示しを願いたいと存ずるのでござります。

そこで、どういうふうに、地方財政といふのは、その税収でまかなう分が給与と借金を払えばなくなるような状態になつておりますときに、税収の面からこれを拾つてみると、いろいろな問題があろうかと私は考へる。

そこで私は、率直に、きよは税制面だけをひとつお尋ねをしておきたいと思いますが、ここで実は、国と地方との税財源に対する調整を行なうべき時期ではないかといふことを私は考へておりでありますときに、なかなか困難かとは思いますが、しかし、国の財政の中で地方に移譲のできる分がどのくらいあるかといふうなこまかい数字は別にいたしまして、率直に、地方財政をまかなくために今日私どもが要求いたしておりますのは、予算委員会におけるわれわれの組み替え案の中にもありましたように、この際、たゞこの消費税

を、専元益金の金額を、これに移譲する必要があるのではないか。約千八百億くらいになるらかと思ひます。これでどうして車の両輪のように動くかといふことは、この際、たゞこの消費税をそのままでありますと、これでどうして車の両輪のように動くかといふことは、この際、たゞこの消費税をそのままであります。

それから、もう一つの問題は、国の産業政策からまいるますいわゆる租税特別措置法によつて、大企業、大産業が減税をされております分が、大

企业二千二百二十億円に達しておるでございまして。今日、企業の公共性が非常にやかましくいわれております。あるいは社会性が唱えられておりまます。企業の公共性とは、御存じのよう、企業が成り立ちますには、地方の、いわゆる地域社会の行政上の恩恵と、行政上の保護を非常にたくさ

めに受けなければ、今日の企業は成り立たぬのであります。従業員がふれれば住宅の必要があり、あるいは子供の教育のための学校が必要になり、あるいは道路や橋梁といふような、地方自治体の負担は非常に大きいのである。したがつて、これらの地

域社会に結びついております企業の公共性をわれわれが考へてまいりますと、国の産業政策で減税されることのよしあしは別にいたしまして、現在は道路や橋梁といふような、地方自治体の負担は非常に大きいのである。したがつて、これらの地

域社会に結びついております企業の公共性をわれわれが考へてまいりますと、国の産業政策で減税されることは、御承知のように、千葉県等におかれています。これは事実かどうかわかりませんが、新聞を通じて拝見いたしますと、公園を建てられたことからきておるのである。

私は、こういう問題を考えていきますと、そうした問題による地方の自治体の減税されておりまします。その余波を地方の公共団体が受けなされる、あるいは減税になつておられますものが約九百億にのぼるかと存じます。これだけが当然地方政府に照らしてまいりますと、大体半額しか交付金、納付金という形で納めていないのであります。そこで、これらの問題を全部現在の税制に当てはめてまいりますと、ここに大体二十八億余の税額に照らしてまいりますと、大体半額しか交

ふるから、これにかりに地方税法に示してあります。さらに問題になつてまいりますのは、日本専売公社であり、あるいは日本国有鉄道であり、日本電信電話公社といふような、この国の一つの大企業として行なつておられますものに対しましても、これと同じような措置がとられておりま

す。こういう問題がどうして國と地方との間の財政調整の中で行なわれないかといふことである。さらに、私は、もう一つの問題として考えなければならないで、いわゆる地方税法の附則の第四十三項と四十四項及び自治省の通達によつて、これの減税が五億六千三百万円行なわれておる。こういうことは、地方の自治体の中に住宅公園ができるまでありますするいわゆるアパート、貸し室に対しまつて、さらには消費と、行政の関係から申し上げまして、当然これは地方に移譲すべき財源だと私は考えるが、これに対するお考えは一体どうなつて

いるかといふこと。

それから、もう一つの問題は、国の産業政策からまいるますいわゆる租税特別措置法によつて、大企業、大産業が減税をされております分が、大企业二千二百二十億円に達しておるでございまして。今日、企業の公共性が非常にやかましくいわれております。あるいは社会性が唱えられておりまます。企業の公共性とは、御存じのよう、企業が成り立ちますには、地方の、いわゆる地域社会の行政上の恩恵と、行政上の保護を非常にたくさ

めに受けなければ、今日の企業は成り立たぬのであります。従業員がふれれば住宅の必要があり、あるいは子供の教育のための学校が必要になり、あるいは道路や橋梁といふような、地方自治体の負担は非常に大きいのである。したがつて、これらの地

域社会に結びついております企業の公共性をわれわれが考へてまいりますと、国の産業政策で減税されることのよしあしは別にいたしまして、現在は道路や橋梁といふような、地方自治体の負担は非常に大きいのである。したがつて、これらの地

域社会に結びついております企業の公共性をわれわれが考へてまいりますと、国の産業政策で減税されることは、御承知のように、千葉県等におかれています。これは事実かどうかわかりませんが、新聞を通じて拝見いたしますと、公園を建てられたことからきておるのである。

私は、こういう問題を考えていきますと、そうした問題による地方の自治体の減税されておりまします。その余波を地方の公共団体が受けなされる、あるいは減税になつておられますものが約九百億にのぼるかと存じます。これだけが当然地方政府に照らしてまいりますと、大体半額しか交

ふるから、これにかりに地方税法に示してあります。さらに問題になつてまいりますのは、日本専売公社であり、あるいは日本国有鉄道であり、日本電信電話公社といふような、この国の一つの大企業として行なつておられますものに対しましても、これと同じような措置がとられておりま

す。こういう問題がどうして國と地方との間の財政調整の中で行なわれないかといふことである。

さらに、私は、もう一つの問題として考えなければなりません。私は、もう一つの問題として考えなければなりません。

もう一つの問題は、從来しばしば問題になつて

まいりました、一時は自治省において立案をいたしました経過をございましたが、今日の消防に対しま

する、いわゆる損保協会等に対します課税の問

## 官外(号)

題でございます。これを消防施設税とかりに申し上げます。御承知のように、消防施設に対しましては年々かなり大きな額を地方の公共団体はつぎ込んでおります。そうして、出火を防ぐと同時に、あるいは延焼をこれで押えていく。一軒の家が延焼からのがれば、のがれた本人は非常に幸福であると同時に、これによって利益を得るものでは、いわゆる保険会社でございましょう。地方の自治体の財政上の大きな負担と住民の犠牲的働きによつて、その利益が保険会社に帰属するというようなことは考えられない。したがつて、私は、先ほども申し上げましたように、企業の公益性から考えてまいりましても、これらの税金はどうしても徴収する必要があるのでないかということである。ところが、この問題はしばしば議論をされ、さつき申し上げましたように、自治省では一応立案はいたしてまいりましたが、大蔵省の強い反対でこれが実現していないといふのが現状ではないかと考える。一体大蔵省はどうお考えになつてもらいたい。このことを私は強く大臣に要るに要求をいたしたいと存するのでござります。

(拍手)

こういう形で、今日の地方の税制を論じてまいりますの場合に、以上申し上げましたようなことは、決して国の財政に大きなひびが入るわけではございません。私は、国の財源をこつちに持つてこいといふのは、たゞ消費税だけでありまして、ほかのものは全部行政措置でこれがまかなえるはずである。だといたしますならば、国も非常に苦しいからといふわけでなくして、当然地方になければならぬ税財源は、ひとつ思い切つて地方にこれを与えていただくようになります。これが、この最も好ましいことだと考へるが、これに対する総理並びに大蔵大臣の所見をお伺いいたしたいと思うのでござります。

最後に、もう一つ税制を申し上げておきたいと

思なことは、先ほど大臣からお話をございました。固定資産税の土地に対する免稅点を引き上げたというお話をございますが、土地に対する免稅点を引き上げることも一つの方法であるかも知れない。しかしながら、今日この固定資産税のものを十分に検討する必要がある。固定資産税は、御承知のように、土地と建物と償却資産と異なる三つの課税客体によって、これが一本で處理される。これは私は十分検討する必要がありはしないかといふことが一つであります。

もう一つの問題は、その中の償却資産が、現実に、事業の用に供する機械器具すべてを総合して十五万円までが大体免稅点になつておりますが、これは、今日、いかなる小規模の企業家といえども、あるいは農村に参りましても、くわ、かまから今日の耕うん機というようなものを全部集めてござらんなど。中小企業のところに行つて、リヤカーから自転車から全部集めてござらんなど。大体十五万円くらいのもののがなければ事業ができるのはあたりまえのことである。ところが、これに十五万円だけしか免稅点をしないで、それ以上にかけておりますから、今日不況下に非常にあえております中小企業や、あるいは取支のバランスのとれない農村に対しましては、いたずらに大きな税負担になつておるといふことが私は言えるかと存するのであります。

私は、土地に対する免稅点の引き上げよりも、むしろこうした実質的な税の改正を行なわれるということのほうが実利的であり、理論にも合うのではないかといたします。なぜなら、國も非常に苦しむからといふわけでなくして、当然地方にこれを与えていただくようになります。これが、この最も好ましいことだと考へるが、これに対する総理並びに大蔵大臣の所見をお伺いいたしたいと思うのでござります。

これ以上申し上げることは、時間に制約を受けておりますので差し控えますが、この点についての御答弁をひとつ明確に要求いたしまして、私のような質問を終りたいと存じます。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤栄作君登壇) お答えいたします。

中央と地方自治体とは、これは車の両輪だ、この

思なことは、先ほど大臣からお話をございました。固定資産税の土地に対する免稅点を引き上げたというお話をございますが、土地に対する免稅点を引き上げることも一つの方法であるかも知れない。しかしながら、今日この固定資産税のものを十分に検討する必要がある。固定資産税は、御承知のように、土地と建物と償却資産と異なる三つの課税客体によって、これが一本で處理される。これは私は十分検討する必要がありはしないかといふことが一つであります。

もう一つの問題は、その中の償却資産が、現実に、事業の用に供する機械器具すべてを総合して十五万円までが大体免稅点になつておりますが、これは、今日、いかなる小規模の企業家といえども、あるいは農村に参りましても、くわ、かまから今日の耕うん機というようなものを全部集めてござらんなど。中小企業のところに行つて、リヤカーから自転車から全部集めてござらんなど。大体十五万円くらいのもののがなければ事業ができるのはあたりまえのことである。ところが、これに十五万円だけしか免稅点をしないで、それ以上にかけておりますから、今日不況下に非常にあえております中小企業や、あるいは取支のバランスのとれない農村に対しましては、いたずらに大きな税負担になつておるといふことが私は言えるかと存するのであります。

私は、土地に対する免稅点の引き上げよりも、むしろこうした実質的な税の改正を行なわれるということのほうが実利的であり、理論にも合うのではないかといたします。なぜなら、國も非常に苦しむからといふわけでなくして、当然地方にこれを与えていただくようになります。これが、この最も好ましいことだと考へるが、これに対する総理並びに大蔵大臣の所見をお伺いいたしたいと思うのでござります。

○國務大臣(福田赳氏君登壇) ただいま、地方自主財源が非常に乏しいじゃないか、こういうお話をございますが、自主財源といいますか、地方税法にによる財源だけをとつてみると、これはもう少しありません。お話しのとおりであります。しかしながら、お話しのとおりであります。

また、消防施設税を新設すべしという意見につけられておりますので差し控えますが、この点についての御答弁をひとつ明確に要求いたしまして、私のような質問を終りたいと存じます。(拍手)

○内閣総理大臣(佐藤栄作君登壇) お答えいたします。

中央と地方自治体とは、これは車の両輪だ、この

思なことは、先ほど大臣からお話をございました。固定資産税の土地に対する免稅点を引き上げたというお話をございますが、土地に対する免稅点を引き上げることも一つの方法であるかも知れない。しかしながら、今日この固定資産税のものを十分に検討する必要がある。固定資産税は、御承知のように、土地と建物と償却資産と異なる三つの課税客体によって、これが一本で處理される。これは私は十分検討する必要がありはしないかといふことが一つであります。

もう一つの問題は、その中の償却資産が、現実に、事業の用に供する機械器具すべてを総合して十五万円までが大体免稅点になつておりますが、これは、今日、いかなる小規模の企業家といえども、あるいは農村に参りましても、くわ、かまから今日の耕うん機というようなものを全部集めてござらんなど。中小企業のところに行つて、リヤカーから自転車から全部集めてござらんなど。大体十五万円くらいのもののがなければ事業ができるのはあたりまえのことである。ところが、これに十五万円だけしか免稅点をしないで、それ以上にかけておりますから、今日不況下に非常にあえております中小企業や、あるいは取支のバランスのとれない農村に対しましては、いたずらに大きな税負担になつておるといふことが私は言えるかと存するのであります。

私は、土地に対する免稅点の引き上げよりも、むしろこうした実質的な税の改正を行なわれるということのほうが実利的であり、理論にも合うのではないかといたします。なぜなら、國も非常に苦しむからといふわけでなくして、当然地方にこれを与えていただくようになります。これが、この最も好ましいことだと考へるが、これに対する総理並びに大蔵大臣の所見をお伺いいたしたいと思うのでござります。

また、消防施設税を新設すべしという意見につけられておりますので差し控えますが、この点についての御答弁をひとつ明確に要求いたしまして、私のような質問を終りたいと存じます。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

ました。

○副議長(園田直君) 本日は、これにて散会いたします。

午後五時四分散会

た。

(常任委員辞任)

一、去る十一日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

賀屋 興宣君 鍛治 良作君

羽田武嗣郎君 春日 一幸君

社会労働委員

羽田武嗣郎君 西岡 武夫君

春日 一幸君

(議案受領)

一、去る十一日、参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関係法令の整備に関する法律案(内閣提出第九一

号)(參議院送付)

放送法の一部を改正する法律案

である。

機械工業振興臨時措置法の一部を改正する法律案

一、去る十一日、内閣から提出した議案は次の通りである。

出席国務大臣

外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 大蔵委員会 付託

中小企業組織法案(田中武夫君外十八名提出、衆法第三三号)

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関

係法令の整備に関する法律案(内閣提出第九一

号)(參議院送付)

以上二件 商工委員会 付託

外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 大蔵委員会 付託

中小企業組織法案(田中武夫君外十八名提出、衆法第三三号)

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関

係法令の整備に関する法律案(内閣提出第九一

号)(參議院送付)

以上二件 商工委員会 付託

外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 大蔵委員会 付託

中小企業組織法案(田中武夫君外十八名提出、衆法第三三号)

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関

係法令の整備に関する法律案(内閣提出第九一

号)(參議院送付)

以上二件 商工委員会 付託

出席政府委員

外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 大蔵委員会 付託

中小企業組織法案(田中武夫君外十八名提出、衆法第三三号)

土地又は建物に関する計量単位の統一に伴う関

係法令の整備に関する法律案(内閣提出第九一

号)(參議院送付)

以上二件 商工委員会 付託

内閣総理大臣	佐藤 榮作君	羽田武嗣郎君	春日 一幸君
法務大臣	石井光次郎君	賀屋 興宣君	西岡 武夫君
大蔵大臣	福田 起夫君	羽田武嗣郎君	西岡 武夫君
農林大臣	坂田 英一君	春日 一幸君	西村 榮一君
建設大臣	中村 寅太君	竹本 孫一君	春日 一幸君
自冶大臣	郡 祐一君	佐藤 孝行君	久野 忠治君
労働大臣	小平 久雄君	羽田武嗣郎君	門司 亮君
國務大臣	上原 正吉君	西村 榮一君	西村 勝君
國務大臣	藤山愛一郎君	賀屋 興宣君	久野 忠治君
國務大臣	永山 忠則君	羽田武嗣郎君	安藤 覚君
國務大臣	正吉君	森下 元晴君	門司 亮君
國務大臣	高辻 正巳君	佐伯 宗義君	久野 忠治君
郵政省郵務局長	長田 裕二君	森下 元晴君	森下 元晴君
郵政省經理局長	浅野 賢澄君	安藤 覚君	佐伯 宗義君
自治省財政局長	柴田 譲君	久野 忠治君	西村 榮一君
自治省稅務局長	細郷 道一君	増田甲子七君	久野 忠治君
内閣法制局長官	佐伯 宗義君	西村 榮一君	久野 忠治君
内閣法制局長官	佐伯 宗義君	早川 崇君	久野 忠治君
内閣委員	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君
法務委員	門司 亮君	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君
文教委員	森下 元晴君	早川 崇君	佐伯 宗義君
文教委員	佐伯 宗義君	久野 忠治君	佐伯 宗義君
(議案提出)	(議案付託)	(議案付託)	(議案付託)
一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	一、去る十六日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。	一、去る十五日、委員会に付託された条約は次の通りである。	一、去る十五日、委員会に付託された条約は次の通りである。
○朗読を省略した議長の報告	(政府委員解任)	(議案提出)	(議案提出)
一、昨十六日、佐藤内閣總理大臣から山口議長宛、宛、同日(経済企画庁調整局長)宮沢鉄藏の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。	一、昨十六日、佐藤内閣總理大臣から山口議長宛、宛、同日(経済企画庁調整局長)宮沢鉄藏の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。	一、去る十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。	一、去る十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。
(政府委員退任)	(常任委員補欠選任)	(議案提出)	(議案提出)
一、昨十六日、佐藤内閣總理大臣から山口議長宛、宛、同日(経済企画庁調整局長)宮沢鉄藏の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知を受領した。	一、去る十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	一、去る十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。	一、去る十四日、内閣から提出した議案は次の通りである。
大蔵委員	西岡 武夫君	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君
外務委員	春日 一幸君	早川 崇君	早川 崇君
外務委員	西岡 武夫君	竹本 孫一君	竹本 孫一君
(常任委員補欠選任)	(議案提出)	(議案提出)	(議案提出)
一、去る十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	一、去る十一日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。	一、去る十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。	一、去る十五日、内閣から提出した議案は次の通りである。
法務委員	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君
法務委員	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君
法務委員	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君
法務委員	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君	佐伯 宗義君

一、昨十六日付をもつて大蔵省國際金融局長事務代理村井七郎は同事務代理を免ぜられたので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領しました。

通りである。

都市鉄道整備促進法案（野間千代三君外十七名提出、衆法第二四号）

踏切道の改良促進及び踏切保安員の配置等に関する法律案（久保三郎君外八名提出、衆法第二五号）

以上二件 運輸委員会 付託

一、去る十四日、委員会に付託された議案は次の通りである。

港湾運送事業法の一部を改正する法律案（内閣提出第一一二号） 運輸委員会 付託

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

銃砲刀剣類所持等取締法（内閣提出第一二三号）（予）

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付さ

れた議案は次の委員会に付託された。

銃砲刀剣類所持等取締法（内閣提出第一二二号）

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付さ

れた議案は次の委員会に付託された。

銃砲刀剣類所持等取締法（内閣提出第一二一號）

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付さ

れた議案は次の委員会に付託された。

銃砲刀剣類所持等取締法（内閣提出第一二〇号）

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付さ

れた議案は次の委員会に付託された。

銃砲刀剣類所持等取締法（内閣提出第一一九号）

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付さ

れた議案は次の委員会に付託された。

銃砲刀剣類所持等取締法（内閣提出第一一八号）

一、去る十五日、予備審査のため内閣から送付さ

れた議案は次の委員会に付託された。

銃砲刀剣類所持等取締法（内閣提出第一一七号）

一、去る十一日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律案

一、去る十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

である。

なお、本案に対しても、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算（公正取引委員会所管）に一般事務処理費のうち増員分として一千四百六十一万五千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十一年三月十一日 商工委員長 天野 公義

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

政府は、最近の経済情勢において、公正取引委員会が、物価対策としての違法な価格協定の取締

り、下請事業者の利益保護等、ますますその重

要性を増している現状にかんがみ、本法施行に當

たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきで

ある。

一、公正取引委員会事務局の機構について、引き

続きなお一層の拡充強化を図り、特に地方事務

所については現在きわめて僅かな陣容であり、

十分な業務の遂行は到底期待できない実情にか

んがみ、必要な人員を配置するよう努力すること。

二、カルテルについては、その及ぼす社会的、經

済的影響にかんがみ、事後の監視を十分実施す

ることとともに、中小企業等協同組合法による価格

カカルテルについては、「独禁法」との関係等早急

## 二 議案の可決理由

日本開発銀行の借入金等の限度額を引き上げること

とともに、監事の権限の明確化を図ること

は、同行の業務の現況にかんがみ、必要適切な

措置であると認め、本案は可決すべきものと議

決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年三月十一日

大蔵委員長 三池 信

〔別紙〕

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改

正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、最近における職員の旅行の実情等に

かかるが、内国旅行における日当、宿泊料、移

転料等の定額を実費弁償の建前に即して改定し

日本開発銀行法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

議案の要旨及び目的

日本開発銀行の業務の円滑な運営に資するため、同行の借入れ等の限度額を引き上げるとともに、監事の権限に與する規定の整備を図らうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 日本開発銀行の借入れ及び債券発行の限度額は、現行法では自己資本（資本金及び法定準備金の合計額）の三倍となつてゐるが、これを四倍に引き上げること。なお、この改正により、同行の貸付け及び債務保証の限度額は、自己資本の四倍から五倍に引き上げられることとなる。

2 日本開発銀行の監事の権限に因する規定を整備し、監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、總裁又は大蔵大臣に意見を提出することができるところとするほか、大蔵大臣に提出する財務諸表及び決算報告書に監事の意見を附さなければならないこととすること。

二 議案の可決理由

日本開発銀行の借入金等の限度額を引き上げること

とともに、監事の権限の明確化を図ること

は、同行の業務の現況にかんがみ、必要適切な

措置であると認め、本案は可決すべきものと議

決した次第である。

右報告する。

昭和四十一年三月十一日

大蔵委員長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

本案は、最近における職員の旅行の実情等に

かかるが、内国旅行における日当、宿泊料、移

転料等の定額を実費弁償の建前に即して改定し

よりとするもので、その内容は次のとおりである。

- 1 日当、宿泊料及び食卓料について、その定額を約三割程度引き上げること。
- 2 移転料について、その定額を約六割程度引き上げること。
- 3 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行することとし、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、従前の例によることとする。

二 議案の可決理由

本案は、最近における宿泊料金及び職員の赴任の実態等にかんがみ、時宜に適するものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本改正による予算増は、昭和四十一年度において一般会計で約十七億円、特別会計で約八億円と見込まれている。

右報告する。

昭和四十一年三月十一日

衆議院議長 山口喜久一郎殿

大蔵委員長 三池 信

[別紙]

国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

- 1 内国旅行における甲乙両地方の区分について、最近の宿泊料金の実態等にかんがみ、実情にそろよ再検討すること。
- 2 移転料については、実質弁償を建前として制度の合理化を図ること。
- 3 日額旅費については、実費を下回らないよう定めること。

都市開発資金の貸付けに関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、大都市における都市機能の維持及び増進のために行なわれる事業の用に供されるべき土地を地方公共団体が先行的に取得する場合、これに必要な資金を国が貸し付けることができるようにしてするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国は、地方公共団体に対し、次に掲げる土地の買取りに必要な資金を貸し付けることができるものとすること。
- 2 首都圏の工業等制限区域又は近畿圏の工場等制限区域内にある工場等の敷地で、計画的に整備改善を図る必要がある区域内にあるもの

ロ 政令で定める大都市の秩序ある発展を図るために整備されるべき政令で定める主要な公共施設で都市計画として決定されたものの区域内の土地

2 本案による貸付金の利率及び償還方法については、次のように定めるものとすること。

イ 1のイによる貸付金の利率は、年五分五厘とし、償還期間は三年以内の据置期間を含み十年以内とする。

ロ 1のロによる貸付金の利率は、年六分五厘とし、償還期間は四年以内の据置期間を含み十年以内とする。

3 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、科学技術の向上を図るために、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約九千七十五万円が、昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

度建設省所管都市開発資金金融通特別会計予算に、十五億三千六百万円が計上されている。

右報告する。

昭和四十一年三月十六日

建設委員長 田村 元

衆議院議長 山口喜久一郎殿

一 議案の要旨及び目的

(内閣提出)に関する報告書

本案の改正点は、次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的

本案の改正点は、次のとおりである。

1 非金属無機材質に関する研究を強力に推進するため、科学技術庁の附属機関として、無機材質研究所を設置して、非金属無機材質に係る超高純度材質等の創製に関する研究を、みずから、あるいは委託に応じて行なうとともに、研究に伴い得られた物を試料として提供することをその所掌事務とし、同研究所の管理、監督等の事務を振興局に所掌させること。

2 科学技術庁の定員を四五人増員して、一、九〇五人に改めること。

二 議案の可決理由

本案は、科学技術の向上を図るために、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約九千七十五万円が、昭和四十一年度一般会計予算に計上されている。

右報告する。

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方裁判所における工業所有権に関する事件及び租税に関する事件の審理及び裁判の適正迅速化、高等裁判所における訴訟の充実を図る等のため、裁判所法の一部及び裁判所職員定員法の一部を改正しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 地方裁判所に、新たに、裁判官の命を受けた、工業所有権に関する事件及び租税に関する事件の審理及び裁判に因して必要な調査を行なふための裁査官を置く。

2 判事の員数を二十七人とし、裁判官以外の裁判所の職員の員数を、裁判所調査官一百五人、裁判所書記官二十七人、家庭裁判所調査官二十五人、計五十八人増加する。

二 議案の可決理由

本案は、第一に、最近の地方裁判所における工業所有権に関する事件及び租税に関する事件の受理件数の増加、審理期間の長期化等の傾向にかんがみ、この種事件の審理及び裁判の適正迅速化を図るために、地方裁判所に新たに、裁判官の命を受けて、特殊専門的な知識を必要とするこの種事件の審理及び裁判に因して必要な調査をつかさどる裁判所調査官を置こうとするものであり、第二に、最近の高等裁判所における未済事件の増加、審理期間の長期化、少年保護事件の増加等の傾向にかんがみ、高等裁判所における訴訟の適正迅速な処理及び少年保護事件の調査の充実を図るため、判事の員数を二十七人、裁判官以外の裁判所の職員の員数を五十八人増加しようとするもので、適当な措置である。

認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度裁判所関係予算に、八千十七万円を計上している。

裁判所法及び裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案施行に要する経費として、昭和四十一年

昭和四十一年三月十六日

衆議院議長 山口喜久一郎殿 法務委員長 大久保武雄

訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員等に対して支給する旅費の定額の改正に関する「国家公務員等の旅費に関する法律案」並びに一般の公務員についての低額の恩給の改善等に関する「恩給法等の一部を改正する法律案」並びに訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案」並びに等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 民事訴訟の当事者、証人、鑑定人等の止宿料、刑事訴訟の証人、鑑定人等の宿泊料及び執行吏の宿泊料の最高額を、特別区の存する地等においては二千円、その他においては千六百円に引き上げる。
- 一部退職執行吏の恩給が六万円未満のものについては、その年額を六万円とする。

## 二 議案の可決理由

政府は、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行における宿泊料等の定額を引き上げるために、一般の退職公務員について、低額恩給を改善する等のため、今国会に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案」並びに「恩給法等の一部を改正する法律案」を提出している。本案は、両法律案の趣旨に準じ、第一に、民事訴訟及び刑事訴訟の証人、鑑定人等の宿泊料及び執行吏の宿泊料の最高額を引き上げ、第二に、一部の退職執行吏の低額恩給を増額しようとするもので、適当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度總理府関係予算に一部退職執

行吏の恩給の増額分関係五万二千円を計上して

いる。

右報告する。

昭和四十一年三月十六日

衆議院議長 山口喜久一郎殿 法務委員長 大久保武雄

## 訴訟費用等臨時措置法等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

## 議案の要旨及び目的

本案は、国家公務員等に対して支給する旅費の定額の改正に関する「国家公務員等の旅費に関する法律案」並びに訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案」並びに等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正しようとするもので、その内容は次のとおりである。

- 民事訴訟の当事者、証人、鑑定人等の止宿料、刑事訴訟の証人、鑑定人等の宿泊料及び執行吏の宿泊料の最高額を、特別区の存する地等においては二千円、その他においては千六百円に引き上げる。
- 一部退職執行吏の恩給が六万円未満のものについては、その年額を六万円とする。

## 二 議案の可決理由

政府は、国家公務員の旅行の実情等にかんがみ、内国旅行における宿泊料等の定額を引き上げるために、一般の退職公務員について、低額恩給を改善する等のため、今国会に「国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案」並びに「恩給法等の一部を改正する法律案」を提出している。本案は、両法律案の趣旨に準じ、第一に、民事訴訟及び刑事訴訟の証人、鑑定人等の宿泊料及び執行吏の宿泊料の最高額を引き上げ、第二に、一部の退職執行吏の低額恩給を増額しようとするもので、適當な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

## 三 本案施行に要する経費

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

衆議院会議録第二十五号中正誤	
段	行
四七	四三 とおりに
四九	三末二 會議
四二	二末五 福祉年金
四三	三末九 設置
四三	四二六 今回の
四六	二末三 洞察力
四六	一末七 秋ごろ
衆議院会議録第二十六号中正誤	
四三	四三 委任
四三	二二三 により
四〇	一七 感じられる
四一	一末九 借金対策
四一	四二 こういうに
四三	一三 請算勘定
四三	五〇% 各省
四四	五九% による
四五	一七 感じとられる
四五	一八 借金政策
四五	一九 こういうことに
四五	二〇 清算勘定

定価 一部 二十五円  
(ただし良質紙は三十円)  
(配送料共)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地  
大蔵省印刷局  
電話 東京五八二一四四二一(代)